

三重県文化振興条例 概要

三重県文化振興条例 構成

前文

第1章 総則

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

第3章 三重県文化審議会

第1章 総則

目的（第1条）	一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする
基本理念（第2条）	- 文化活動を行う者の自主性の尊重（第1項） - 文化活動を行う者の創造性の尊重等（第2項） - 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備（第3項） - 郷土に対する誇りと愛着の醸成（第4項） - 三重の多様で特色ある文化の保護と発展（第5項） - 三重の文化の国内外への発信と交流（第6項） - 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携（第7項） - 県民の意見の反映（第8項） - 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携（第9項）
県の責務（第3条）	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する
県民の役割（第4条） 文化団体等の役割（第5条） 教育機関の役割（第6条） 事業者の役割（第7条）	- 県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める - 文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める - 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努める（第1項） また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める（第2項） - 事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める

第1章 総則（続き）

市町等との連携（第8条）	市町等との連携（第1項）、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携（第2項）について規定
基本計画等（第9～11条）	基本計画、財政上の措置、推進体制の整備について規定

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興	- 芸術の振興（第12条） - 芸能の振興（第13条） - 生活文化の振興及び国民娯楽の普及（第14条）
第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	- 県民の文化に対する関心及び理解の醸成（第15条） - 県民の鑑賞等の機会の充実（第16条） - 高齢者、障がい者等の文化活動の充実（第17条） - 子どもたちの文化活動の充実（第18条） - 文化活動への支援（第19条） - 文化施設の充実（第20条）
第3節 文化を育み、継承する人材の育成	- 文化の担い手の育成及び確保（第21条） - 顕彰（第22条）
第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	- 文化財等の保存、活用及び継承（第23条） - 伝統芸能等の継承及び発展（第24条） - 伝統工芸の継承及び発展（第25条）
第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	- 文化を生かした地域の活性化（第26条） - 文化と観光等との連携（第27条） - 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成（第28条） - 三重の文化の魅力の発信と交流の推進（第29条）

第3章 三重県文化審議会

三重県文化審議会（第30～36条）	三重県文化審議会の設置、所掌事項、委員、専門委員、会長等、会議、委任について規定
-------------------	--

○三重県文化振興条例

令和五年九月二十六日三重県条例第三十三号

三重県文化振興条例をここに公布します。

三重県文化振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興（第十二条―第十四条）

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第十五条―第二十条）

第三節 文化を育み、継承する人材の育成（第二十一条・第二十二条）

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第二十三条―第二十五条）

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第二十六条―第二十九条）

第三章 三重県文化審議会（第三十条―第三十六条）

附則

文化は、人が本来有している創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。

また、文化は、心の拠りどころとして、人と人とのつながりを育むのみならず、広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、私たちは再認識する必要がある。

三重県は、日本列島の中央に位置し、南北に長い県土を持ち、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形と、多様で豊かな自然環境を有している。

こうした自然環境を背景に、人々は暮らしの中で文化を育んできた。地域の環境に応じた農業や林業、漁業に係る文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として今日まで受け継がれている。また、各地には山・鉾(ほこ)・屋台行事をはじめ、地域に根差した祭りや行事が育まれ、豊かな歴史や文化が今日も存在している。

さらに、この三重の地は伊勢と熊野を擁している。伊勢は、古代より、朝廷が斎宮を設けて祭祀を行い、江戸時代には民衆が全国からお伊勢参りを行った地である。熊野は、江戸時代には西国巡礼と結びついて、民衆が伊勢から伊勢路を経て向かった地である。全国の人々が憧れ、訪れる日本

の精神文化の源流ともいえるべき拠点があることは、三重の文化の特色の一つである。

旅人が三重の地を次々と訪れる中で、三重の人々は、餅など様々な郷土の食を提供し、おかげ参りの人々を助け、西国巡礼者に善根(ぜんこん)宿(やど)を設けるなど、旅人を手厚くもてなした。こうして外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さや温かいもてなしの心が育まれた。

同時に、三重の地から全国に向けて文化が発信された。伊勢型紙を使った染め物は全国で流行し、伊勢商人は江戸に店を構えて郷土の物産を商った。明治時代以降も伊賀焼や萬古焼が生産されるなど、文化が地域の発展につながってきた。

こうした世代を超えて引き継がれ、今日の地域社会の精神的な基盤となる文化は、私たち県民が拠って立つアイデンティティそのものである。

二十一世紀に入り、人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展など、刻々と大きく変化する状況の中で、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、私たちは、これまで培われた三重の文化の土壌を未来へと継承し、地域における文化の力を高めていくことが求められている。

私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その魅力を発信するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、その自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化の振興等に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興等に当たっては、県民が、三重の歴史的資産等（本県の各地域で継承されてきた芸能、行事、文化財その他の伝統文化をいう。）を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興等に当たっては、三重の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化の振興等に当たっては、三重の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化に関する交流が図られなければならない。
- 7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（第六条及び第十八条において「子どもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、家庭並びに地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 9 文化の振興等に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に生かすことが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（県民の役割）

第四条 県民は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（文化団体等の役割）

第五条 文化団体等は、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第六条 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の感性及び創造性を育むことができるよう、文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第八条 県は、市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に当たっては、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興

(芸術の振興)

第十二条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図る

ため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十三条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第二十四条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興及び国民娯楽の普及）

第十四条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

（県民の文化に対する関心及び理解の醸成）

第十五条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第十六条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障がい者等の文化活動の充実）

第十七条 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（子どもたちの文化活動の充実）

第十八条 県は、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化活動への支援）

第十九条 県は、文化団体等が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するよう、その活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は事業者による文化活動に対する支援活動の促進が図られるよう、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化施設の充実）

第二十条 県は、自らが設置する文化施設に関して、施設の充実に努めるとともに、文化活動の拠

点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るため、施設の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 文化を育み、継承する人材の育成

(文化の担い手の育成及び確保)

第二十一条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第二十三条において「文化財等」という。）の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第二十二条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するものとする。

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

(文化財等の保存、活用及び継承)

第二十三条 県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等が実施する修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第二十四条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第二十五条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

(文化を生かした地域の活性化)

第二十六条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化と観光等との連携)

第二十七条 県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化

と観光その他の産業との相互の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成)

第二十八条 県は、県民が三重の文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史及び伝統文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重の文化の魅力の発信と交流の推進)

第二十九条 県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 三重県文化審議会

(設置)

第三十条 文化の振興等に資するため、三重県文化審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第三十一条 審議会は、第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興等に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三十三条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(会長等)

第三十四条 審議会に会長一名及び副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代

理する。

(会議)

第三十五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三重県文化審議会条例の廃止)

2 三重県文化審議会条例（昭和四十六年三重県条例第三十三号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において三重県文化審議会の委員である者は、この条例の施行の日
に第三十二条第二項の規定により三重県文化審議会の委員として任命されたものとみなす。この
場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、
前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の三重県文化審議会の委員と
しての任期の残任期間と同一の期間とする。

三重県文化振興条例

逐条解説

目次

	ページ
三重県文化振興条例	1
前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	
第2条 基本理念	
第3条 県の責務	
第4条 県民の役割	
第5条 文化団体等の役割	
第6条 教育機関の役割	
第7条 事業者の役割	
第8条 市町等との連携	
第9条 基本計画	
第10条 財政上の措置	
第11条 推進体制の整備	
第2章 文化の振興等に関する基本的施策	10
第1節 文化の振興	10
第12条 芸術の振興	
第13条 芸能の振興	
第14条 生活文化の振興及び国民娯楽の普及	
第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	11
第15条 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	
第16条 県民の鑑賞等の機会の充実	
第17条 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	
第18条 子どもたちの文化活動の充実	
第19条 文化活動への支援	
第20条 文化施設の充実	
第3節 文化を育み、継承する人材の育成	14
第21条 文化の担い手の育成及び確保	
第22条 顕彰	
第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	15
第23条 文化財等の保存、活用及び継承	
第24条 伝統芸能等の継承及び発展	
第25条 伝統工芸の継承及び発展	

	ページ
第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	16
第26条 文化を生かした地域の活性化	
第27条 文化と観光等との連携	
第28条 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成	
第29条 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	
 第3章 三重県文化審議会	 18
第30条 設置	
第31条 所掌事項	
第32条 委員	
第33条 専門委員	
第34条 会長等	
第35条 会議	
第36条 委任	
 附則	 19

三重県文化振興条例

前文

文化は、人が本来有している創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。

また、文化は、心の拠りどころとして、人と人とのつながりを育むのみならず、広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、私たちは再認識する必要がある。

三重県は、日本列島の中央に位置し、南北に長い県土を持ち、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形と、多様で豊かな自然環境を有している。

こうした自然環境を背景に、人々は暮らしの中で文化を育んできた。地域の環境に応じた農業や林業、漁業に関係する文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として今日まで受け継がれている。また、各地には山・鉾（ほこ）・屋台行事をはじめ、地域に根差した祭りや行事が育まれ、豊かな歴史や文化が今日も存在している。

さらに、この三重の地は伊勢と熊野を擁している。伊勢は、古代より、朝廷が斎宮を設けて祭祀を行い、江戸時代には民衆が全国からお伊勢参りを行った地である。熊野は、江戸時代には西国巡礼と結びついて、民衆が伊勢から伊勢路を経て向かった地である。全国の人々が憧れ、訪れる日本の精神文化の源流ともいべき拠点があることは、三重の文化の特色の一つである。

旅人が三重の地を次々と訪れる中で、三重の人々は、餅など様々な郷土の食を提供し、おかげ参りの人々を助け、西国巡礼者に善根宿（ぜんこんやど）を設けるなど、旅人を手厚くもてなした。こうして外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さや温かいもてなしの心が育まれた。

同時に、三重の地から全国に向けて文化が発信された。伊勢型紙を使った染め物は全国で流行し、伊勢商人は江戸に店を構えて郷土の物産を商った。明治時代以降も伊賀焼や萬古焼が生産されるなど、文化が地域の発展につながってきた。

こうした世代を超えて引き継がれ、今日の地域社会の精神的な基盤となる文化は、私たち県民が拠って立つアイデンティティそのものである。

21世紀に入り、人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展など、刻々と大きく変化する状況の中で、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、私たちは、これまで培われた三重の文化の土壌を未来へと継承し、地域における文化の力を高めていくことが求められている。

私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その魅力を発信するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指して、この条例を制定する。

(趣旨等)

前文では条例制定の背景や趣旨を明らかにしています。

第1段落及び第2段落では、条例制定にあたって、文化の持つ力とその力への期待を述べ、文化は心豊かで平和な社会を形成していく基礎となること、また、人と人とのつながりを育むだけでなく、社会全体にも波及する強い力を有することを述べています。

第3段落から第8段落では、三重の文化の特色とその意義について述べています。

第3段落では、三重の文化を育む背景として、日本列島の中における地理的位置と三重県の地勢、豊かで多様な自然環境について述べています。

第4段落では、三重県内の各地域で、その地の自然環境に即した生業が営まれ、そこから多様な文化が育まれてきたことを述べるとともに、これらを背景に各地域で様々な祭りや行事が育まれ、世代を超えて受け継がれてきたことを述べています。

第5段落では、三重の文化に大きな影響を及ぼしている重要な要素として、伊勢と熊野をとりあげ、日本全国の人々が古代以来憧れ、また訪問し、日本の精神文化にも大きな影響を及ぼしてきたことを述べています。

第6段落では、おかげ参りや善根宿を取り上げながら、伊勢と熊野を擁する三重の人々が、三重を訪れる旅人を支援し、もてなしてきたことを述べ、三重の文化の寛容さやもてなしの心が育まれてきたことを述べています。

第7段落では、伊勢型紙や伊勢商人、伊賀焼や萬古焼を取り上げながら、三重の人々が外部の人々と交流する中で、三重の文化を全国に発信し、それが地域の発展につながってきたことを述べています。

第8段落では、これまでに述べてきた三重の文化の特色は、世代を超えて現代にまで受け継がれ、地域社会の精神的な基盤となるものであり、県民それぞれの心の拠りどころとなるものであることを述べています。

第9段落及び第10段落では、社会の急激な変化の中、改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その継承、発展、そして新たな文化の創造につなげることが必要であることを述べています。

第11段落では、前文の結びとして、この条例は、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指すことを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(趣旨等)

本条例は、本県の文化行政を取り巻く状況を踏まえ、これからの三重の文化政策の方向性を示すことを基本的な考え方とします。

本県の文化行政の課題としては、「人口減少や少子高齢化、デジタル化など、社会が大きく変化していく中で、いかに文化を継承、発展させていくか」、「コロナ禍による影響を受けた県民の文化に対する意識を、いかに高揚させていくか」、「文化により生み出される様々な価値を、いかに地域社会の活性化に生かしていくか」などが挙げられます。

文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割をもち、人々の感性や想像力を高め、心の豊かさを育むものであるとともに、観光や地域づくりなど、さまざまな主体と連携することで新たな価値を生み出します。この価値を、文化の継承、発展及び創造に還元することにより、活力ある地域づくりにつながることを期待できます。

本条では、文化の振興等に関する基本理念を定め、県の責務等を明確にするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の文化政策を総合的かつ計画的に推進し、一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するという目的を規定します。

(基本理念)

第2条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、その自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の振興等に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興等に当たっては、県民が、三重の歴史的資産等（本県の各地域で継承されてきた芸能、行事、文化財その他の伝統文化をいう。）を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興等に当たっては、三重の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その保護及び発展が図られなければならない。

6 文化の振興等に当たっては、三重の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化に関する交流が図られなければならない。

7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（第6条及び第18条において「子どもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、家庭並びに地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

9 文化の振興等に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に生かすことが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(趣旨等)

本条では、本県の文化の振興等に関する基本的な考え方を示し、9つの基本理念を規定します。

第1項では、文化が人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下、その自主性を尊重することを規定します。

第2項では、文化が活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化活動を行う者の創造性を尊重し、十分にその能力が発揮されるよう考慮

することを規定します。

第3項では、文化を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であることから、県民の誰もが、文化にふれ親しみ、創造することができるような環境の整備を図ることを規定します。

第4項では、文化は個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割をもつことから、三重の豊かな歴史的資産等を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮することを規定します。

第5項では、三重の多様で特色ある文化は、地域に根差したものであり、県民の歴史、文化の理解や心の拠りどころであるという認識から、貴重な県民共通の財産として、その保護及び発展を図ることを規定します。

第6項では、三重の文化を発信するとともに、文化に関して交流することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、人々の相互理解や地域の活性化にもつながることから、三重の文化を国内外へ積極的に発信し、文化に関する交流を促進することを規定します。

第7項では、文化に関する教育は、子どもたちの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むとともに、将来の文化の担い手を育てることにつながることから、子どもたちへの文化に関する教育の重要性を考慮するとともに、教育機関をはじめ、文化団体等、家庭、地域における活動の相互の連携に配慮することを規定します。

第8項では、文化の振興等に関する施策の立案、実施等に当たっては、県民の理解と参加が必要不可欠であることから、県民の意見が反映されるよう十分配慮することを規定します。

第9項では、文化は、様々な関連分野とつながりながら、新しい社会的、経済的価値等を生み出しますが、その新しい価値を、文化の継承や発展、創造に還元していくという好循環を創り上げることが重要であることから、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化の振興等に関する施策と観光やまちづくり等の関連分野における施策が、有機的に連携できるよう配慮することを規定します。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(趣旨等)

本条では、県民の生きがいと心の豊かさを実現するため、県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを規定します。

(県民の役割)

第4条 県民は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の感性及び創造性を育むことができるよう、文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関しては、基本理念で規定しているように、その自主性を尊重することを基本としつつ、関係主体が、文化が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、自立し、行動していくことが重要です。

第4条では、県民については、本県の文化の最も基本的な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めるとともに、自主的・主体的な活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第5条では、文化団体等については、その活動が本県の文化振興に大きく関係するものであることから、文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第6条第1項では、教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等のいわゆる学校のほか、社会教育施設を含む）については、次代を担う子どもたちをはじめとする県民が豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むにあたり、その果たす役割は重要であることから、文化にふれ親しむ機会の創出に努めることを規定します。

また、同条第2項では、大学等の高等教育機関や博物館、図書館等について、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

第7条では、事業者については、地域経済及び地域社会の重要な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

(市町等との連携)

第8条 県は、市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に当たっては、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策は、関係主体が連携を強化し、協働することで、より効果的かつ効率的に機能すると考えられます。

本条では、市町については、地域で包括的な役割を担う基礎自治体であり、地域における文化の振興等において、その果たす役割は重要であることから、文化の振興等に関する施策の実施にあたっては、県は、市町との連携を図ることを規定します。

また、第2項では、県は、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めることを規定します。

(基本計画)

第9条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(趣旨等)

本条例は、文化の振興等に関する基本的な考え方を定めたものであるため、より具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくにあたっては、取組の方向性、主要な施策等を中長期的な視点でとりまとめた基本計画の策定が必要であることから、本条第1項では、県は、文化の振興等に関する基本的な計画を策定することを規定します。

また、第2項以下では、基本計画の策定、変更にあたっては、三重県文化審議会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメント等、県民の意見を反映するための措置を講ずるほか、基本計画を遅滞なく公表することを規定します。

(財政上の措置)

第10条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、一定の財政措置が必要であることから、本条では、県は、財政上の措置を講ずるよう努めることを規定します。

(推進体制の整備)

第11条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(趣旨等)

文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内体制の整備、市町との連携等、体制の整備が必要であることから、本条では、県は、推進体制を整備することを規定します。

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

（芸術の振興）

第12条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（趣旨等）

本条では、「芸術」について例示し、その振興を図るため、公演、展示等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

（芸能の振興）

第13条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第24条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（趣旨等）

本条では、「芸能」について例示し、その振興を図るため、公演等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

（生活文化の振興及び国民娯楽の普及）

第14条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（趣旨等）

本条では、「生活文化」及び「国民娯楽」について例示し、その振興及び普及を図るため、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

(県民の文化に対する関心及び理解の醸成)

第15条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本県の文化の振興等に取り組むためには、まず、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化への親しみをもってもらうことが重要です。

本条では、県は、県民の文化への関心と理解を深めるため、普及啓発など、必要な施策を講ずることを規定します。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第16条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

全ての県民に生きがいや心の豊かさを実感してもらうためには、県民の誰もが、居住する地域や経済的な状況等にかかわらず、一人ひとりの興味や関心に応じて、生涯を通じて文化や芸術を鑑賞したり、文化活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが重要です。

本条では、県は、広く県民が、自主的に文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会を充実させるため、文化に関する情報の収集及び提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

（高齢者、障がい者等の文化活動の充実）

第 17 条 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（趣旨等）

年齢や障がいの有無等にかかわらず、県民の誰もが、文化にふれ親しみ、創造できるよう、高齢者、障がい者等による文化活動が活発に行われるような環境づくりに取り組むことは重要です。

また、文化活動を通じて、高齢者の豊かな経験や知識等が活かされるとともに、障がい者の個性や能力が発揮され、社会参加が促進されることは、共生社会の実現にもつながります。

本条では、県は、高齢者や障がい者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備など、必要な施策を講ずることを規定します。

（子どもたちの文化活動の充実）

第 18 条 県は、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（趣旨等）

次代を担う子どもたちが、多彩な芸術、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育み、豊かな人間性を身に着けることにつながるとともに、地域に対する誇りや愛着を醸成し、次代の文化の担い手として、地域の文化の発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

本条では、県は、子どもたちの豊かな感性や創造性、郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化活動への支援)

第 19 条 県は、文化団体等が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するよう、その活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は事業者による文化活動に対する支援活動の促進が図られるよう、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

文化活動が活発に行われるために、文化活動を行う個人や団体が、自主的かつ意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるような環境づくりに取り組むことは重要です。

本条第 1 項では、県は、文化活動を行う個人や団体の自主的な活動を支援し、その活動が継続的に行われ、発展していくよう、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

また、第 2 項では、文化を支え育てるため、文化を通じた社会貢献への意識を高め、個人や事業者による文化活動に対する支援活動（寄附、メセナ活動等）が促進されるよう、県は、普及啓発、情報の提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化施設の充実)

第 20 条 県は、自らが設置する文化施設に関して、施設の充実に努めるとともに、文化活動の拠点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るため、施設の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

県民が、文化や芸術を鑑賞する、文化活動を行う、また、交流するための拠点として、県立文化施設（三重県総合文化センター、三重県総合博物館、三重県立美術館、三重県立図書館、斎宮歴史博物館）の果たす役割は重要です。

本条では、県は、県立文化施設の設備等を充実させるとともに、文化活動の拠点としての機能を充実させるため、施設の整備、情報の提供など、必要な施策を講ずることを規定します。

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

(文化の担い手の育成及び確保)

第 21 条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第 23 条において「文化財等」という。）の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

少子高齢化や過疎化に伴い、文化活動を行う者が減少、高齢化し、地域の文化を継承する人材が不足するなど、文化の振興等の基盤となる人材の育成と確保が大きな課題となっています。

本条では、県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成・確保を図るため、研修の機会の確保など、必要な施策を講ずることを規定します。

(顕彰)

第 22 条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するものとする。

(趣旨等)

顕彰制度は、優れた創造活動を行った者や文化の振興に寄与した者に敬意を表することで、文化活動の活性化に大きな役割を果たすとともに、後進の意欲を喚起するなど、人材の育成につながります。

本条では、県は、文化活動で顕著な成果を収めた者や文化の振興に寄与した者を顕彰することを規定します。

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

(文化財等の保存、活用及び継承)

第23条 県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等が実施する修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、ユネスコ無形文化遺産に登録された祭礼行事、民俗芸能など、特色ある歴史的風土に育まれた数多くの有形・無形の文化財等があります。

これらの文化財等は、県民の貴重な財産として、今後も守り伝えられるため、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて適切で有効な活用を進め、確実に次世代へ継承するとともに、県民が心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが重要です。

本条では、県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等（所有者及び権原に基づく占有者）による修復、防災対策、公開等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第24条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「伝統芸能」、「民俗芸能」について例示し、それらのほか、祭りや年中行事等地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、その活動への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

(伝統工芸の継承及び発展)

第25条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

本条では、「伝統工芸」について例示し、その継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

(文化を生かした地域の活性化)

第26条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

地域の文化は、地域住民が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源であることから、保存と活用の両輪で取り組みながら、地域の活力の向上に生かしていくことが重要です。

また、文化や芸術がもつ多様な価値を生かし、文化とまちづくり施策との連携を推進することは、活力や魅力のある地域づくりにつながることを期待されます。

本条では、県は、文化を通じて地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進など、必要な施策を講ずることを規定します。

(文化と観光等との連携)

第27条 県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

地域の魅力的な文化資源を生かし、文化と観光その他の産業の関連分野が相互に連携することは、地域産業の振興につながり、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化の発展に還元されることが期待されます。

本条では、県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進など、必要な施策を講ずることを規定します。

(歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成)

第 28 条 県は、県民が三重の文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史及び伝統文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨等)

郷土の歴史や伝統文化を学ぶことを通じて、郷土に対する誇りと愛着を醸成することは、三重県民としてのアイデンティティを育むとともに、地域の文化だけでなく、地域そのものの発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

本条では、県は、県民が郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の創出など、必要な施策を講ずることを規定します。

(三重の文化の魅力の発信と交流の推進)

第 29 条 県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨)

三重の文化の魅力を積極的に発信し、文化を通じた地域間の交流等を推進することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、三重のイメージアップや、交流人口や関係人口の拡大など、地域の活力の向上につながることが期待されます。

本条では、県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進など、必要な施策を講ずることを規定します。

第3章 三重県文化審議会

(設置)

第30条 文化の振興等に資するため、三重県文化審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第31条 審議会は、第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興等に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第33条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(会長等)

第34条 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

(趣旨等)

第30条以下では、基本計画の策定及び変更、文化の振興等に関する重要事項を調査、審議するため、三重県文化審議会について規定します。

なお、本条例の制定に伴い、現行の三重県文化審議会条例（三重県条例第33号）は廃止し、審議会の設置根拠を本条例に移すこととします。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（三重県文化審議会条例の廃止）

- 2 三重県文化審議会条例（昭和 46 年三重県条例第 33 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日において三重県文化審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第 32 条第 2 項の規定により三重県文化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の三重県文化審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

三重県文化振興計画の概要

1 はじめに (P1、2)

計画策定の趣旨・位置づけ

▶ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第9条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づける）

計画期間 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

対象とする文化の範囲 「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術／芸能／生活文化／国民娯楽／文化財等／伝統芸能等／伝統工芸）

2 計画の背景 (P3～15)

文化を取り巻く状況

- ▶ **社会情勢**
 - ・人口減少と少子高齢化の進行
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・デジタル技術の進展
 - ・外国人旅行者の増加
 - ・大規模災害のリスクの高まり
 - ・SDGsへの貢献
- ▶ **国の動向**
 - ・「文化芸術基本法」の改正
 - ・「障害者による文化芸術の推進に関する法律」の制定
 - ・「文化財保護法」の改正
 - ・「文化観光推進法」の制定
 - ・「博物館法」の改正
 - ・「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

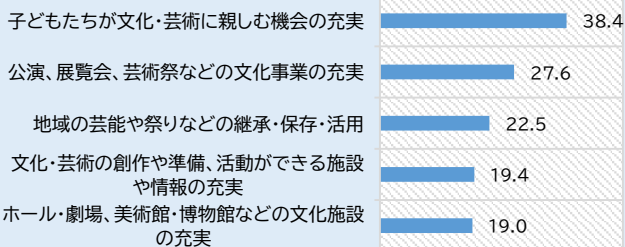
「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

- ▶ **施策の方向性1 人材の育成**
【課題】コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減 など
- ▶ **施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用**
【課題】文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援 など
- ▶ **施策の方向性3 新たな価値の創出**
【課題】観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進 など
- ▶ **施策の方向性4 情報の受発信**
【課題】地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信 など
- ▶ **施策の方向性5 文化拠点機能の強化**
【課題】コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実 など

「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

- ▶ 県民の皆さん5,000人（※実質配布数4,963）を対象にアンケート調査を実施
（調査期間：R5.10.13-27、回収数：2,427、回収率：48.9％）

●本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと（複数回答、上位5項目、％）



3 計画の基本目標と基本方針 (P16～23)

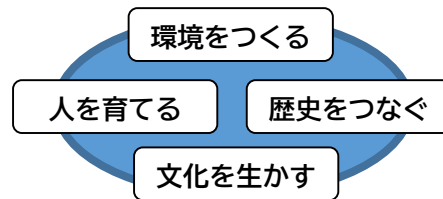
基本目標

文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

4つの基本方針



3つの重点施策

- ▶ **重点施策1**
県民の文化に対する関心及び理解の醸成
- ▶ **重点施策2**
子どもたちの文化活動の充実
- ▶ **重点施策3**
文化と観光等との連携

4 施策の展開 (P24～43)

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1)県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2)県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3)高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4)子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5)文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6)文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7)文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8)顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9)三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
	(10)文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(11)文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12)歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13)三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

5 計画の推進と進行管理 (P44～46)

各主体に期待される役割／ 県の責務・推進体制等

- ▶ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
- ▶ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ▶ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
- ▶ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

進行管理

- ▶ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理を実施
- ▶ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	79件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数	－	5件 (累計件数)

三重県文化振興計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

三重県

表記について

「三重」、「本県」、「県」及び「地域」

三重県の県域をさす場合は「三重」あるいは「本県」と表記します。

行政機関としての三重県をさす場合は、「県」と表記します。
また、「地域」とは県内の多様な地域をさすものとしします。

三重県文化振興計画

目次

第1章 はじめに	P 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 対象とする文化の範囲	
第2章 計画の背景	P 3
1 文化を取り巻く状況	
（1）社会情勢	
（2）国の動向	
2 「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題	
3 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果	
第3章 計画の基本目標と基本方針	P16
1 取り組むべき課題	
2 基本目標	
3 4つの基本方針	
4 3つの重点施策	
第4章 施策の展開	P24
1 基本方針1 環境をつくる	
2 基本方針2 人を育てる	
3 基本方針3 歴史をつなぐ	
4 基本方針4 文化を生かす	
第5章 計画の推進と進行管理	P44
1 各主体に期待される役割	
2 県の責務	
3 県と市町との連携	
4 県の推進体制	
5 進行管理	
6 成果指標	
参考資料	P47
1 三重県文化振興条例	
2 今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査報告書 概要版	

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

県では、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針(以下、「方針」という。)」を策定し、令和5年度までを対象期間として、文化・芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体など多様な主体と連携を図りながら文化振興施策を推進してきました。また、平成26年4月に開館した県総合博物館(MieMu)をはじめ、各県立文化施設はその特色を生かし、魅力ある企画展や公演、講座等を実施するなど、文化振興施策を推進してきました。

しかしながら、方針策定からこの9年の間に、人口減少や少子高齢化により文化を担い、継承する人材の不足が進み、また、コロナ禍により文化活動が停滞するなど、文化を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

さらに、国では平成29年以降「文化芸術基本法」や「文化財保護法」等の改正に加え、博物館の役割が多様化・高度化している状況をふまえ、令和4年4月に「博物館法」を改正するなど、文化振興施策に関する法整備が進められてきました。

こうした社会環境の変化や国の動きを踏まえて、県では、令和5年9月、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用(以下、「文化の振興等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例(以下、「条例」という。)」を制定したところです。

文化は、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割を持ち、人々の創造性を育み、生きがいや心の豊かさを生み出すとともに、人と人とのつながりを強め、多様で活力ある社会を形成する源泉となるものです。

また、文化は、観光やまちづくりなど様々な分野との連携の下、様々な価値を生み出しますが、この文化により生み出される価値を活用し、地域社会の発展に結びつけ、それをさらに文化の発展につなげていく好循環を生み出すことが期待されています。

本県では、文化の振興と文化により生み出される価値の活用を通じて、県民の皆さんが生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、活力ある三重を実現していくため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画については、条例第9条に規定する、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として位置づけるとともに、県の総合計画である「強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」を文化政策の観点から具体化する個別計画として位置づけます。

なお、本計画については、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけられるものです。

3 計画期間

県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」（令和4年度～令和8年度）にあわせ、計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。

4 対象とする文化の範囲

本計画が対象とする文化の範囲は、「文化芸術基本法」及び条例の規定を踏まえ、次に掲げる分野を基本とします。

分野	例示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
伝統芸能等	伝統芸能（雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸

※例示されていないものを対象外とするものではありません。

第2章 計画の背景

1 文化を取り巻く状況

(1) 社会情勢

○ 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、未だ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入しています。2055年には、人口が現在の約3割減少し、65歳以上の高齢者が総人口の約4割を占めると予測されており、今後、文化活動に参加する人や文化の担い手の減少等の問題が懸念されています。

本県においても、県内人口は平成19年をピークに減少に転じ、平成27年から令和2年の5年間に約4万6千人減少しました。今後も高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や行動制限、文化施設の休館などを余儀なくされ、県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむ機会は減少し、心身の健康への影響だけでなく、人と人とのつながりの希薄化による地域活力の低下など、さまざまな影響が顕在化しました。

○ デジタル技術の進展

デジタル技術は、情報通信技術の高度化やネットワークの整備効果により、これまででは考えられないスピードで進展しており、このデジタル技術の力を様々な地域課題の解決に生かし、地方の活性化や日本全体の成長につなげていく取組が求められています。文化の分野においても、デジタル技術を活用した新たな表現方法が生まれるなどデジタル技術の活用が進んでいます。

○ 外国人旅行者の増加

コロナ禍前における日本を訪れる外国人旅行者（インバウンド）は、令和元年に3,188万人を記録し、将来的には国内旅行者数を上回ることが予想されており、地域の観光産業のみならず、多様な産業に波及し、地域経済の活性化に寄与する可能性があるものとして注目が高まっています。

そのような中、外国人旅行者の日本の文化への関心を高め、文化を観光資源として生かすことは、地域づくりを進めていく上でも重要なものとなっています。

○ 大規模災害のリスクの高まり

甚大な被害が想定される南海トラフ地震への備えは急務となっており、また、気

候変動により風水害が激甚化・頻発化し、大規模な災害が発生するリスクが高まっています。大規模な災害は、人的被害や物的被害はもちろんのこと、地域で継承されてきた伝統芸能など、地域文化の衰退につながるおそれがあります。

○ SDGs への貢献

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。また、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

持続可能な社会の実現に向け、文化に関する施策についても、SDGs の視点を踏まえて推進していくことが求められています。

（２）国の動向

○ 「文化芸術振興基本法」の改正

平成 29 年に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

この改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術のさらなる継承、発展及び創造に活用することが示されました。

○ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成 30 年に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化芸術は、創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを基本的な理念に、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

○ 「文化財保護法」の改正

平成 30 年及び令和 3 年に、「文化財保護法」が一部改正されました。

平成 30 年の改正では、過疎化・少子高齢化等を背景に、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図るため、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることなどが定められました。

また、令和3年の改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定められました。

○ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和2年に、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする「文化観光」を推進するための措置等について定められました。

○ 「博物館法」の改正

令和4年に、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、「博物館法」が一部改正されました。

この改正では、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、同法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等が見直されました。

○ 「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年3月に、今後5年間（令和5年度～令和9年度）における重点取組等を示す「第2期文化芸術推進基本計画」が策定されました。

2 「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

平成 26 年度からおおむね 10 年間（令和 5 年度まで）の取組方向を示した「新しいみえの文化振興方針」に基づき、人材育成や文化の拠点機能の強化など 5 つの方向性で施策を展開しました。

これまでの取組による成果と今後の課題については、以下のとおりです。

施策の方向性 1 人材の育成

<ねらい> 次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ

<取組方向> 次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント*人材、舞台技術者等）の育成

【取組の成果】

各学校に実演家等を派遣する事業を実施し、子どもたちに質の高い文化にふれる機会を提供したほか、県立文化施設において、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から児童生徒を幅広く受け入れ、三重の文化・歴史にふれる機会を充実させました。

また、演劇界の第一人者を講師に迎え、ワークショップ等を通じて戯曲の構造について学ぶことができる集中講座を実施するとともに、県内のアマチュア演奏家がプロから直接指導を受けることができる演奏指導事業を実施し、若手のアーティストの育成に取り組みました。

さらに、文化施設や文化団体等の関係者を対象とした講座や市町の文化施設担当者を対象とした舞台技術講座を実施し、文化振興を担う専門人材の育成に取り組みました。

【課題】

- ・ コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減
- ・ 高齢化や社会変容に伴い、担い手が不足している伝統芸能等の講師の確保
- ・ 障がいのある方、学校の社会見学・遠足など、利用者のニーズに合わせた職員の対応能力の向上及び観覧環境の整備
- ・ 三重県文化賞などの顕彰制度の認知度向上と幅広い分野の掘り起こし
- ・ 少子高齢化が進む中で、次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実

* アートマネジメント：文化活動の管理・運営や文化団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論（企画、広報等のスキルやノウハウなど）のこと。

施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

<ねらい> 文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり

<取組方向> 国史跡斎宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

【取組の成果】

国史跡斎宮跡について、発掘調査等の成果に基づいて、平安時代の斎宮を再現し、訪れる人に体感してもらえよう、「さいくう平安の杜」として復元建物3棟を整備し、史跡にふさわしい利活用を図りました。

さらに、新たな発掘調査方針を策定し、これに基づいて調査を進めた結果、飛鳥時代と奈良時代の斎王の宮殿と考えられる建物群を発見しました。

文化財をはじめとした地域の様々な文化資源については、本県における文化財の保存・活用・継承などの総合的な施策を示した「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、適切な保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を支援しました。

また、伊勢街道や熊野街道などの歴史街道やまちかど博物館など、地域の文化資源を生かしたまちづくりの取組を支援しました。

【課題】

- ・ 「さいくう平安の杜」について、地元と連携しながら更なる利活用と情報発信が必要
- ・ 斎宮の実態解明に向けた、国史跡斎宮跡における発掘調査の推進
- ・ 「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）の適切な保存と県民の皆さんの利用の促進
- ・ 県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、市町による「文化財保存活用地域計画」の作成の支援
- ・ 文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援

施策の方向性3 新たな価値の創出

<ねらい> 文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上

<取組方向> 文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

【取組の成果】

北海道命名150年及び松浦武四郎生誕200年を契機として、北海道と県の間で松浦武四郎の活動を通じた文化交流事業を実施し、広域的な連携の取組を進めました。

齋宮歴史博物館、地元明和町、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会、一般社団法人明和観光商社など多様な主体と連携しながら、国史跡齋宮跡に係る情報発信や観光誘客につなげる取組を実施し、文化資源の活用を進めました。

また、県内の映画団体やフィルムコミッションと連携し、市川崑監督や小津安二郎監督など、本県にゆかりのある映画の偉人顕彰を実施し、県内映画団体の活動の紹介を通じて、ロケ地や関係施設訪問など観光誘客の促進を図りました。

さらに「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の成立を受け、県内で文化観光を構築していくための方策について検討を進めました。

【課題】

- ・ 「文化芸術基本法」や「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の主旨を踏まえ、観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進
- ・ 県庁各部局が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みの構築
- ・ 文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有する専門機関を活用した文化政策の検討が必要
- ・ 県内での文化観光を実現していくため、様々な主体と連携しながら、県立文化施設が中核となった具体的な取組の検討が必要

施策の方向性4 情報の受発信

<ねらい> みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上
 <取組方向> ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

【取組の成果】

県の文化に関する施策等を紹介するホームページ「三重の文化」や SNS*において、県立文化施設や文化団体、文化人など、県内の魅力的な文化情報を発掘し、時期に即して積極的に情報を発信しました。

また、県内各地の古地図・鳥観図等と現在地を、スマートフォンやタブレットで見比べながら街歩きを楽しむことができる Web コンテンツを提供するなど、新たな楽しみ方を提供し、県内外からの誘客の促進を図りました。

コロナ禍により来館できない利用者に向けて、SNS による所蔵品の紹介や自宅でも

* SNS:「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

楽しめる動画などを配信しました。

【課題】

- ・ 地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信
- ・ ユーザーの需要を分析し、効果的な情報発信を行う能力の向上
- ・ 2025年に開催される「大阪・関西万博」を見据え、三重の多様で豊かな文化の魅力について、近隣府県と連携した情報発信
- ・ 多様な情報媒体を活用した情報発信

施策の方向性5 文化拠点機能の強化

<ねらい> 市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成

<取組方向> 各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

【取組の成果】

各県立施設において、芸術性・専門性の高いサービスとともに、多彩なテーマでの企画展の提供、本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催、県民参加型事業などを実施したほか、人材育成での協力、SNSによる情報発信、広報誌の発行、企画展での連携事業の実施など、集積の利点を生かした取り組みを展開し、各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化を図りました。

また、文化財や地域資料などの文化資産の防災・減災対策を検討するため防災分科会を設置し、三重県文化資産防災ネットワークとして、普及啓発パネル展を開催しました。

【課題】

- ・ コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実
- ・ 多様で魅力的な企画展の開催や学びたい時に学べる環境を提供するため、収蔵資料と調査研究の充実及びその体制整備
- ・ 自宅でも楽しめる動画の配信など SNS を活用した情報発信やオンライン講座、資料のデジタル化などの推進
- ・ 県立文化施設の集積の利点を生かした効果的な連携取組の更なる推進
- ・ 市町や県内文化団体との情報共有等、連携取組の推進
- ・ 県立文化施設の周年事業を契機とした文化や芸術にふれ親しむ機会の創出

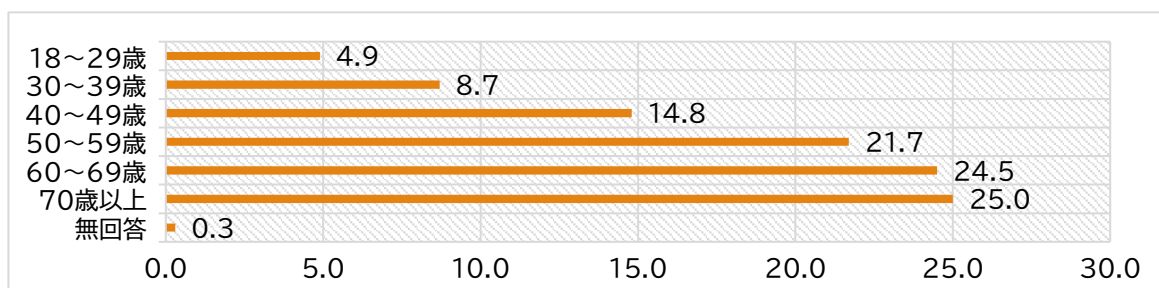
3 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

本計画の策定に際し、県民の皆さんの文化についての意識や活動等について把握することを目的として、令和5年10月に「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」を実施しました。

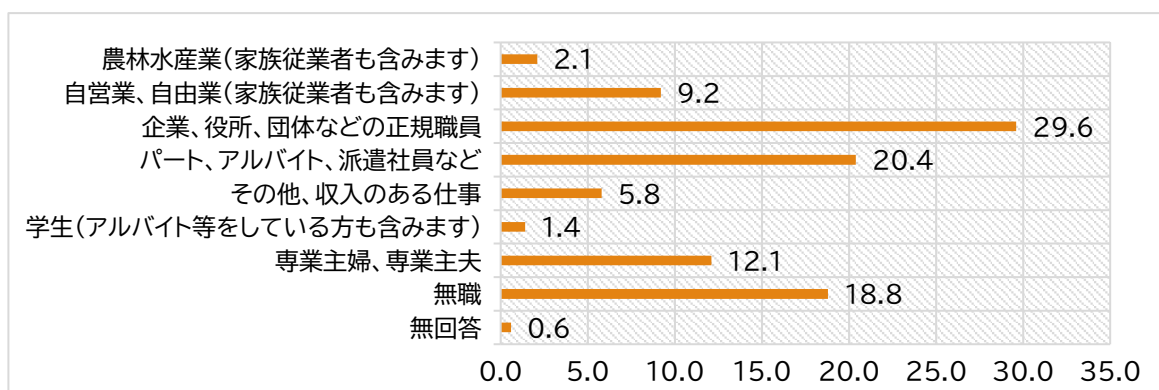
<調査の概要>

- ・調査対象 三重県内に在住する満18歳以上の個人5,000人
- ・抽出方法 選挙人名簿から無作為抽出
- ・調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用
- ・調査期間 令和5年10月13日（金）～10月27日（金）
- ・実質配布数 4,963（不到着37件を除く）
- ・回収数 2,427（回収率 48.9%）
- ・回答者の構成（%）

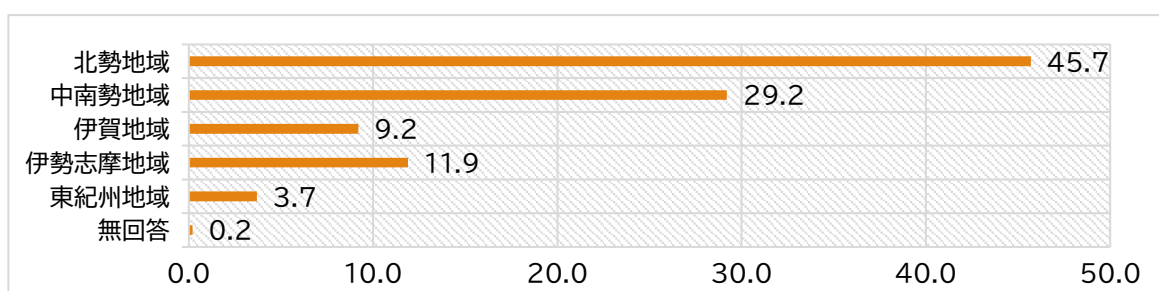
（1）年齢別



（2）職業別



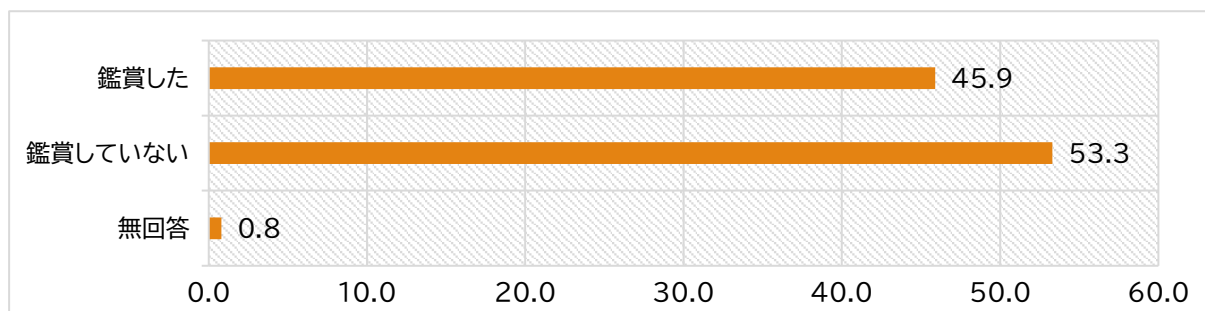
（3）居住地域別



<調査結果（抜粋）>

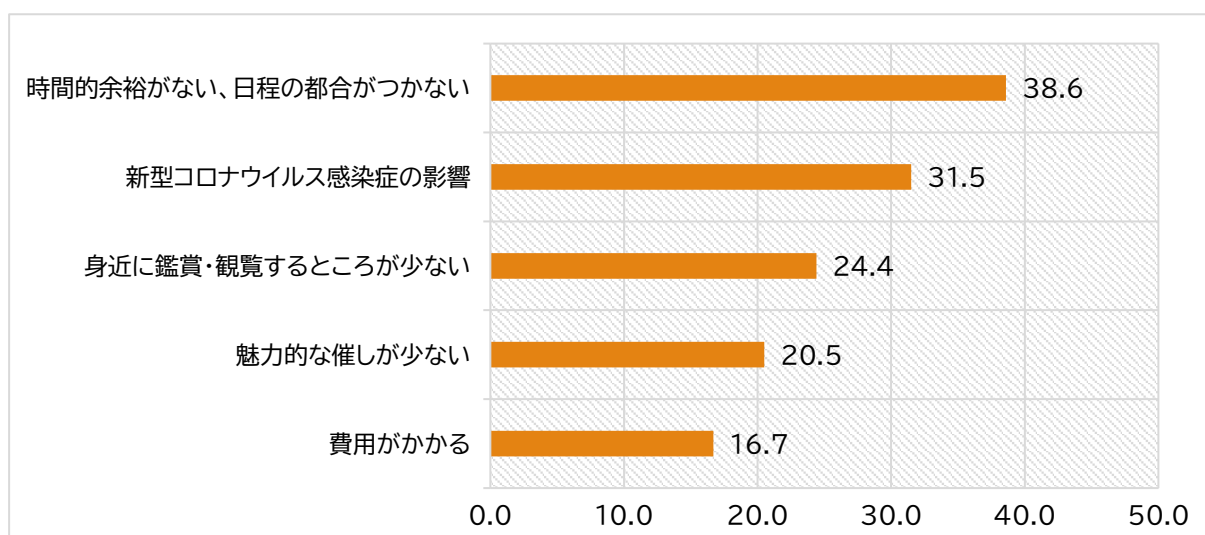
○ 昨年1年間にホールや劇場、美術館や博物館などで、文化・芸術を直接鑑賞した県民の皆さんの割合（%）

- ・ 「鑑賞した」と回答した方の割合は、45.9%となっています。



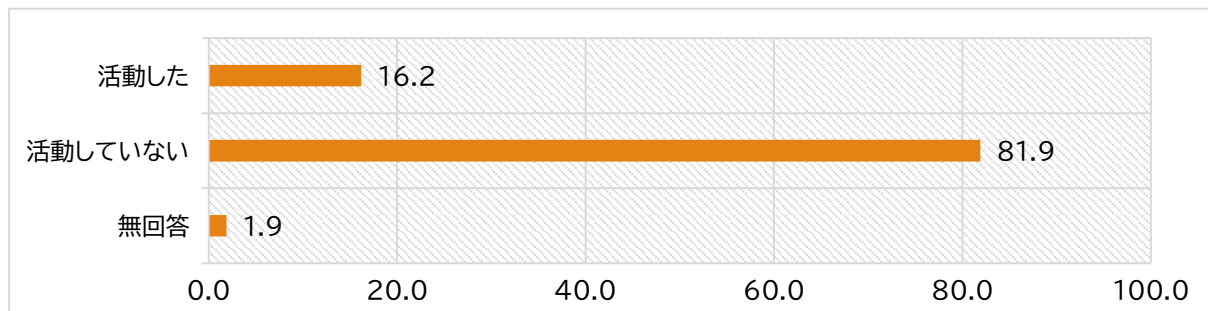
○ 上記設問で「鑑賞していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「時間的余裕がない、日程の都合がつかない」（38.6%）が最も多く、続いて「新型コロナウイルス感染症の影響」（31.5%）となっています。また、「身近に鑑賞・観覧するところが少ない」（24.4%）、「魅力的な催しが少ない」（20.5%）といった回答が多い結果となっています。



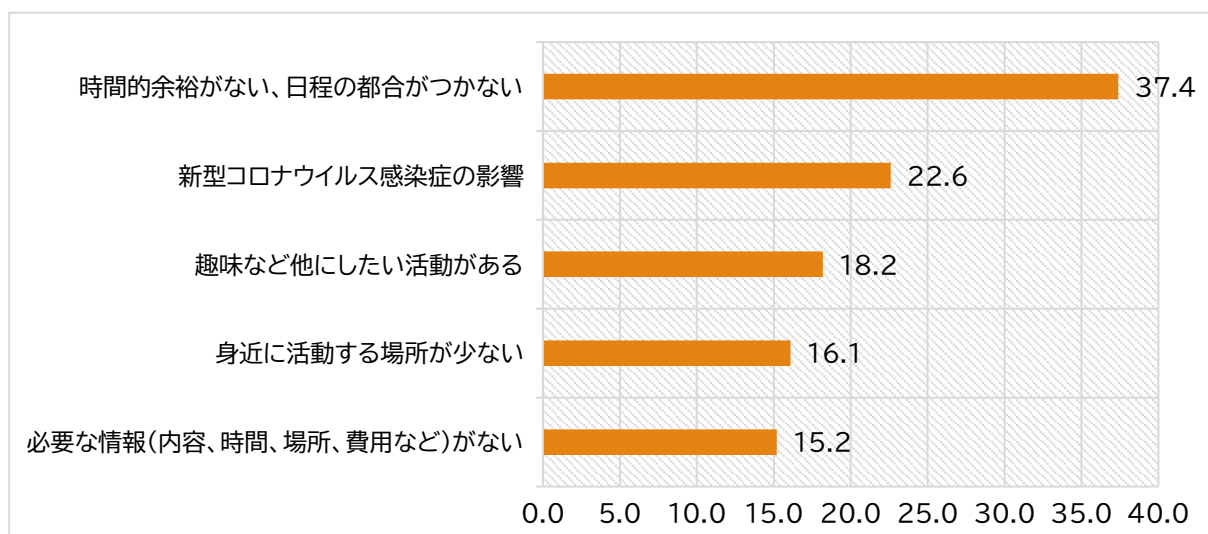
○ 昨年1年間に文化・芸術に関する活動を行った県民の皆さんの割合（％）

- ・ 「活動した」と回答した方の割合は、16.2%となっています。

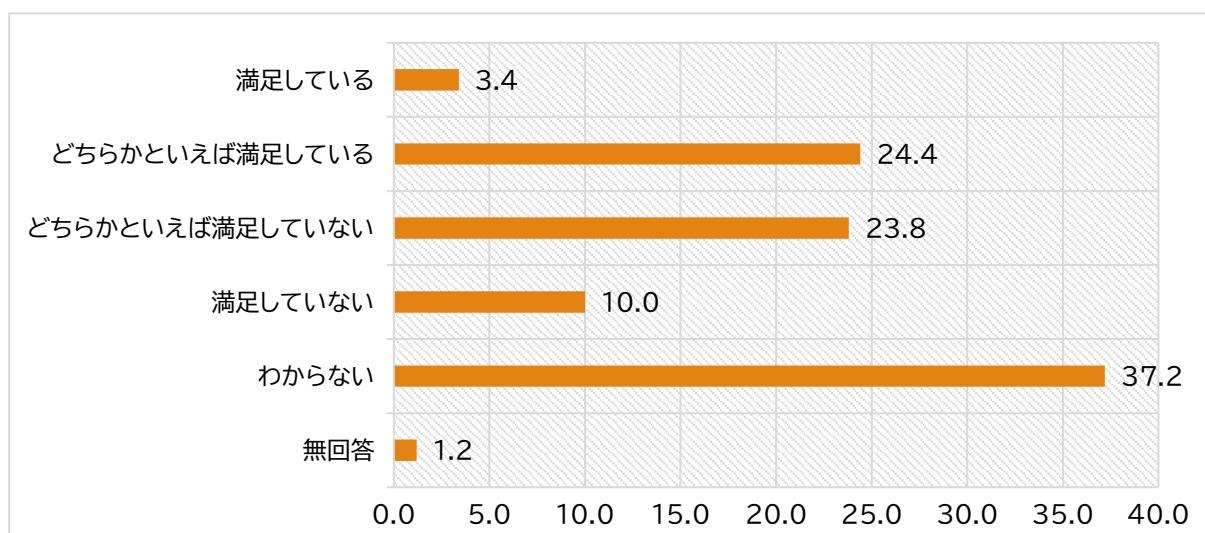


○ 上記設問で「活動していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位5項目、％）

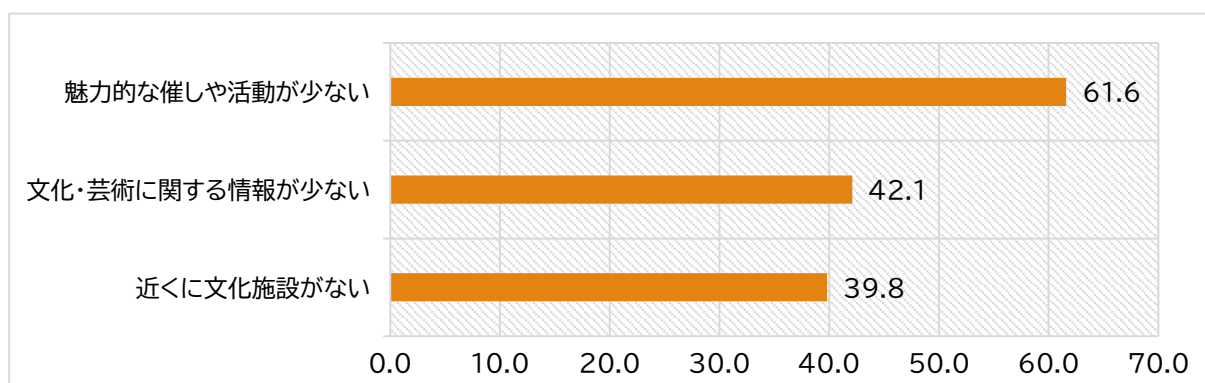
- ・ 「時間的余裕がない、日程の都合がつかない」（37.4％）が最も多く、続いて「新型コロナウイルス感染症の影響」（22.6％）となっています。また、「身近に活動する場所が少ない」（16.1％）、「必要な情報（内容、時間、場所、費用など）がない」（15.2％）といった回答が多い結果となっています。



- 本県の文化的な環境（例えば、文化・芸術を鑑賞する機会、文化・芸術に関する活動をする機会、文化施設の整備状況 など）への満足度（%）
- ・ 「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した方（27.8%）よりも、「満足していない」又は「どちらかといえば満足していない」と回答した方（33.8%）が多くなっています。

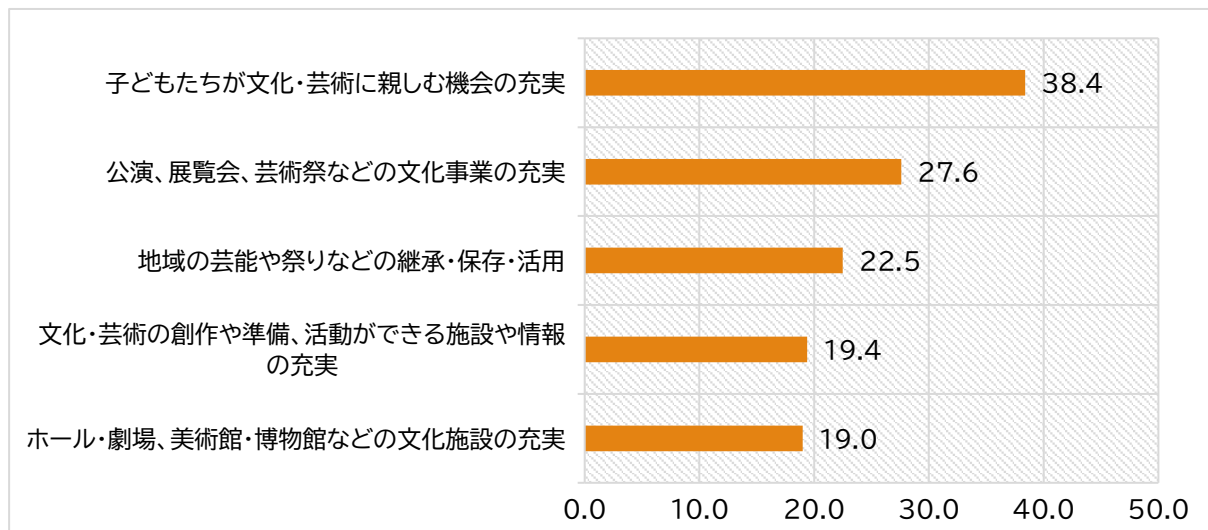


- 上記設問で「どちらかといえば満足していない」又は「満足していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位3項目、%）
- ・ 「魅力的な催しや活動が少ない」（61.6%）が最も多く、「文化・芸術に関する情報が少ない」（42.1%）、「近くに文化施設がない」（39.8%）が続いています。



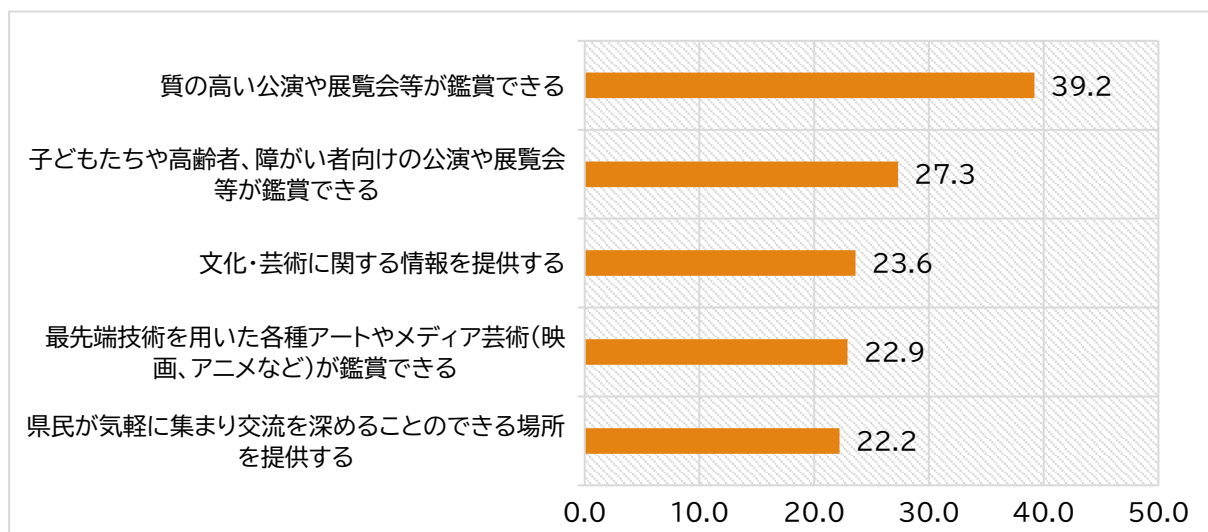
○ 本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと
(複数回答、上位5項目、%)

- ・ 「子どもたちが文化・芸術に親しむ機会の充実」(38.4%) が最も多く、続いて「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(27.6%) となっています。また、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存・活用」(22.5%)、「文化・芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実」(19.4%) といった回答が多い結果となっています。



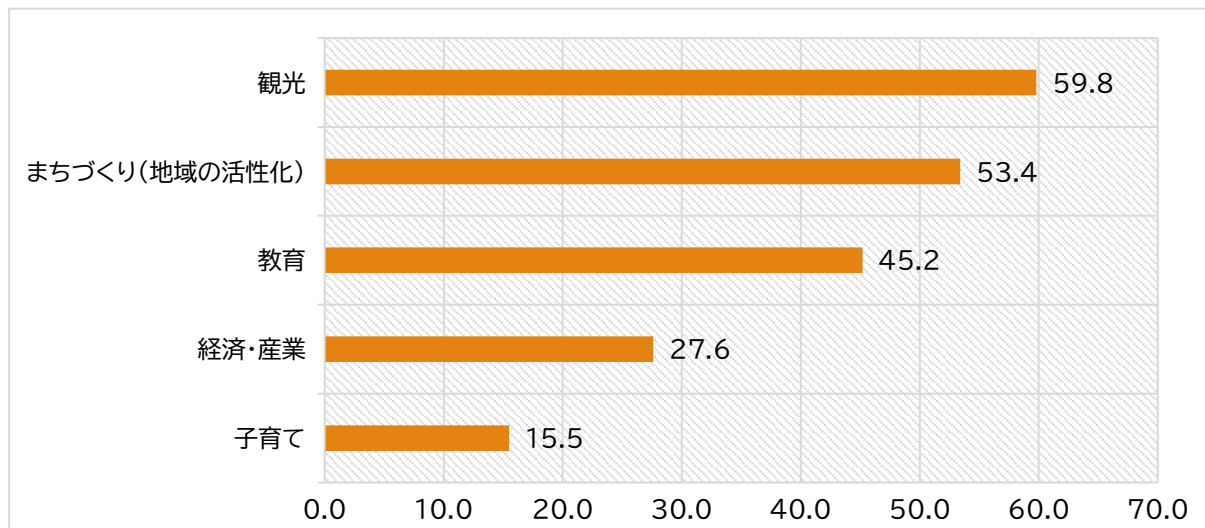
○ 今後、県立の文化施設に期待すること(複数回答、上位5項目、%)

- ・ 「質の高い公演や展覧会等が鑑賞できる」(39.2%) が最も多く、続いて、「子どもたちや高齢者、障がい者向けの公演や展覧会等が鑑賞できる」(27.3%) となっています。また、「文化・芸術に関する情報を提供する」(23.6%)、「最先端技術を用いた各種アートやメディア芸術(映画、アニメなど)が鑑賞できる」(22.9%) といった回答が多い結果となっています。



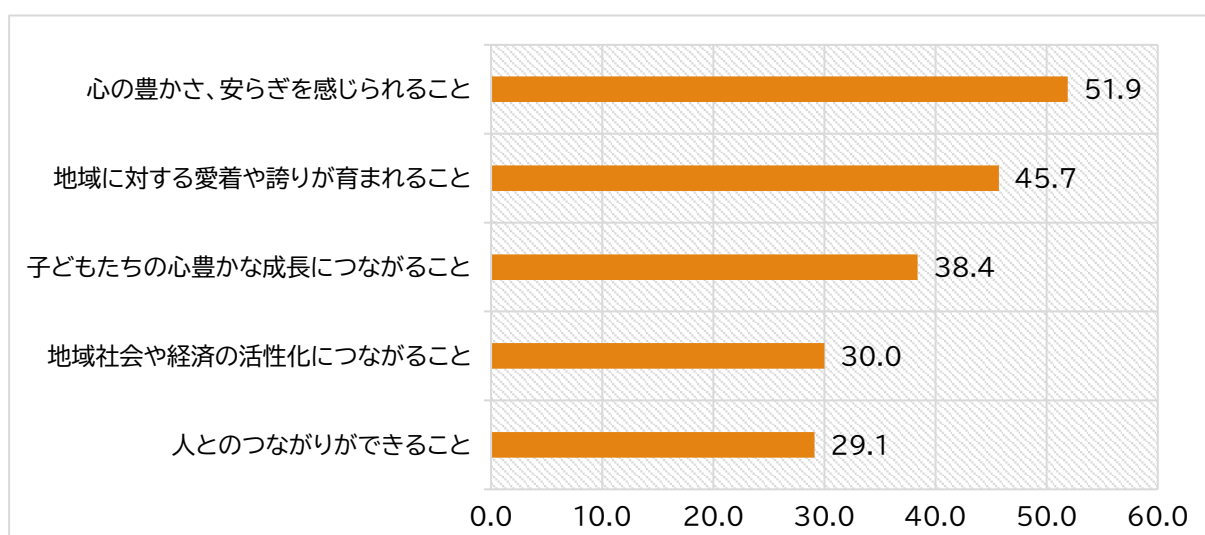
○ 文化・芸術を生かしたら良いと思う分野（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「観光」(59.8%) が最も多く、続いて、回答の多いものから順に、「まちづくり（地域の活性化）」(53.4%)、「教育」(45.2%)、「経済・産業」(27.6%)、「子育て」(15.5%)となっています。



○ 文化の振興が図られることで期待する効果（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「心の豊かさ、安らぎを感じられること」(51.9%) が最も多く、続いて、「地域に対する愛着や誇りが育まれること」(45.7%) となっています。また、「子どもたちの心豊かな成長につながること」(38.4%) といった回答が多い結果となっています。



第3章 計画の基本目標と基本方針

1 取り組むべき課題

本県の文化を取り巻く現状、これまでの取組の成果や県民意識調査の結果を踏まえ、以下の課題に取り組んでいきます。

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

2 基本目標

文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

「みえ元気プラン」では、「県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化・芸術を担う人材の育成や地域における文化・芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られている」ことをめざす姿としています。

本計画では、このめざす姿の実現に向け、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、文化の力を生かして、観光や地域づくりなど幅広い分野と連携することで、活力ある三重の実現に取り組むこととし、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標とします。

3 4つの基本方針

基本目標の実現に向け、計画を推進していくにあたって、以下の4つの基本方針を設定し、本県の文化振興等に関する施策に取り組んでいきます。

●基本方針1 環境をつくる

～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

文化は、人々の心に感動や喜び、安らぎを与えると同時に、日々の生活に生きがいや潤いを与えてくれるものであり、県民の皆さんが心豊かな生活を送る上で重要なものです。

県民の皆さんの心豊かな生活を実現する上で、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化にふれ親しみ、また、文化に関して自主的に活動することができるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、特に、次代を担う子どもたちにとって、多彩な芸術や、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育むとともに、豊かな人間性や地域を愛する心を育むことにつながります。

県では、これまでも鑑賞機会の充実や子どもたちの文化体験の取組など、文化にふれ親しむ環境の整備に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県民の皆さんが文化や芸術に関わる機会は減少し、その意識や行動、暮らしにも大きな影響を与えました。今なおコロナ禍による痛手からは回復途上にあるといえます。

そうした状況の中で、県民の皆さんの文化に対する関心や理解を深める気運を一層高めていく必要があります。

本計画では、誰もが、文化をより身近なものと感じられるよう、年齢や障がいの有無、経済的な状況、居住する地域、国籍などにかかわらず等しく、文化や芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境を整備することに取り組みます。

●基本方針２ 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～

少子高齢化や過疎化等により、地域における文化活動の担い手が不足する中で、地域が育んできた祭りや年中行事などの地域文化の継承が大きな課題となっています。

また、文化活動を活性化させ、文化や芸術を県民の皆さんや社会に届けるためには、芸術家やアーティストなどの文化を創造する人材をはじめ、アートマネジメント人材、文化施設の管理・運営に関わる人材、文化財の保存等に関する専門人材などの文化を支える人材の育成が重要です。

文化を担い、支える人材の育成や確保に取り組むことは、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を充実させるとともに、地域の貴重な財産を未来へと受け継いでいくことにもつながります。

本計画では、三重の文化を未来に継承していくため、文化を担い、支える人材の育成と確保に取り組めます。

●基本方針３ 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」^{ほこ}、「風流踊」^{ふりゅうおどり}をはじめ地域が守り受け継いできた文化財、民俗芸能、祭りや年中行事、伝統工芸など、自然や風土、歴史により培われた数多くの特色ある文化があります。

これらは、県民の皆さんの貴重な財産であるとともに、心のよりどころとなるものです。

この誇るべき三重の文化を今後も守り伝えるため、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて、適切で有効な活用を進めるとともに、確実に次世代へ継承していくことが重要です。

本計画では、文化財をはじめとする三重の歴史的資産等が、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれ、末永く受け継がれていくよう、その保存、活用及び継承に取り組めます。

●基本方針4 文化を生かす
～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

本県には数多くの特色ある誇るべき文化がありますが、こうした地域の文化は、先人が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源でもあります。

これらを生かし、文化と観光などの産業が相互に連携することにより、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化そのものの発展に還元されるという、好循環につながることを期待されます。

また、地域の文化は、地域の皆さんのアイデンティティを形成する核となるものであり、地域の一体感や連帯感を醸成するとともに、その素晴らしさや歴史的な特長を知ること、郷土への愛着や誇りを育むことにもつながります。

本計画では、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化を生かし、地域の活性化や、県民の皆さんの郷土愛の醸成、本県の文化の魅力の発信に取り組めます。

4 3つの重点施策

本計画期間中に特に重点的に取り組む方向性について、重点施策として位置づけ、以下の3つの施策に取り組みます。

重点施策1 県民の文化に対する関心及び理解の醸成

コロナ禍により、県民の皆さんが文化や芸術に関わる機会は減少し、その意識や行動、暮らしにも大きな影響を与えました。コロナ禍で落ち込んだ県民の皆さんの文化への気運の醸成を図るため、より文化や芸術に親しみ、身近なものとして感じてもらえるよう、多くの県民の皆さんが文化について関心を持ち、理解する機会を充実させるための取組を重点施策として推進します。

特に、県立文化施設の開館周年や大阪・関西万博、熊野古道世界遺産登録20周年、県政150周年を契機とし、特別な企画展やワークショップ等を開催するとともに、県立文化施設間での連携イベントを実施し、県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむきっかけとなるよう取り組みます。

重点施策2 子どもたちの文化活動の充実

子どもたちが文化や芸術にふれることは、豊かな感性や人間性を育むとともに、生涯を通じて文化や芸術に親しむきっかけをつくり、また、将来の文化の担い手を育てることにもつながることから、極めて重要なものです。

そのため、子どもたちが質の高い文化や芸術を鑑賞・体験できる機会や、主体的に文化に関して活動できる機会を確保することにより、子どもたちが文化や芸術にふれ親しむ機会を充実させる取組を重点施策として推進します。

特に、子どもたちが主役となって日頃の活動の成果を発表できるイベントや、柔軟な感性をもっている幼少期から質の高い芸術作品等にふれ親しむことができる取組を推進します。

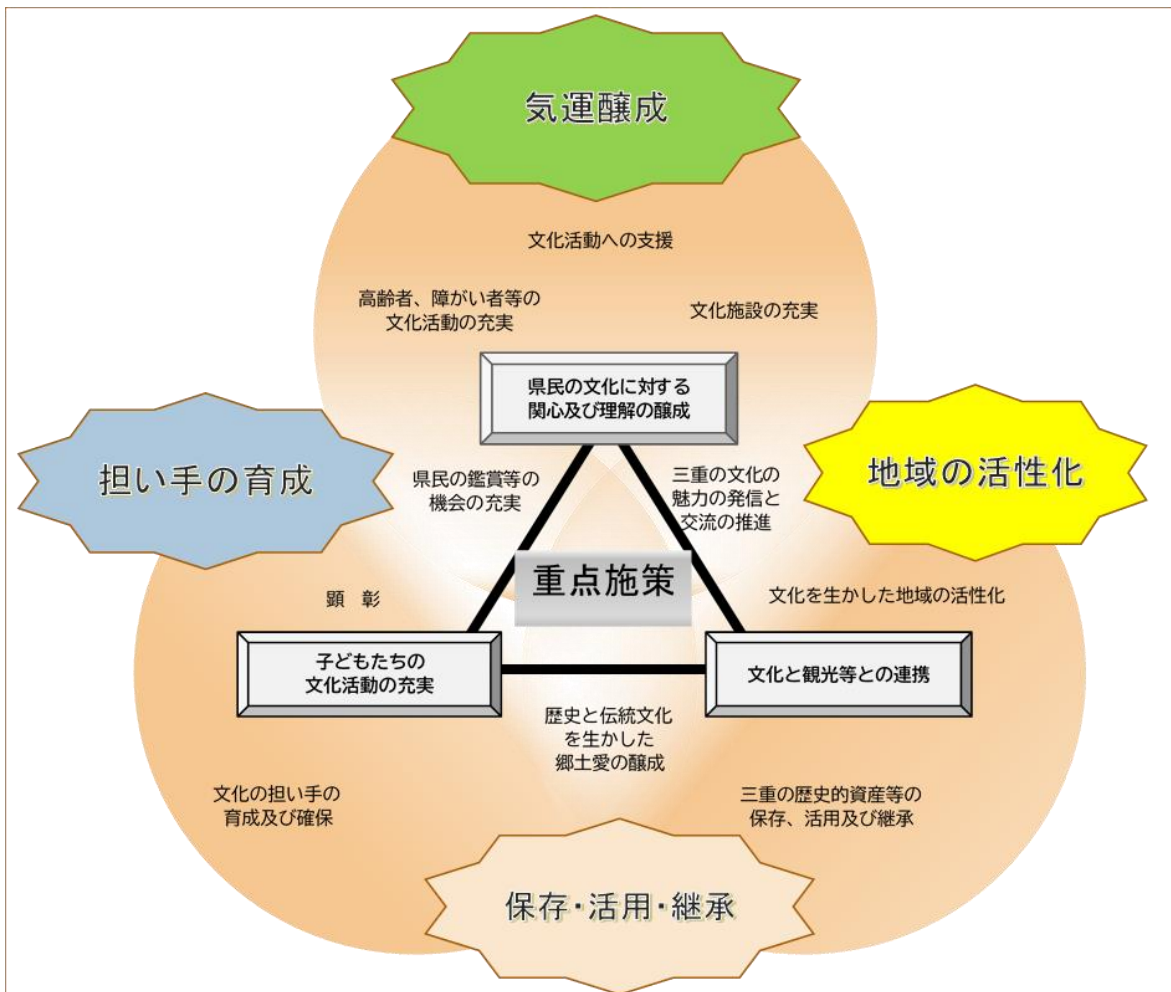
重点施策3 文化と観光等との連携

「文化芸術振興基本法」の改正や「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定により、文化の振興を、観光等の振興と地域の活性化につなげ、そこで得られた利益を、地域の文化の振興に還元する好循環につなげていく取組が求められています。

そのため、本県の魅力的な文化資源を最大限に生かし、観光等の施策との連携を推進することにより、本県の文化に対する理解を深めてもらう機会を拡大するとともに、地域の活性化につなげていく取組を重点施策として推進します。

特に、文化体験ルートの構築を通じて、県立文化施設が三重の文化の拠点となり、三重の多様で豊かな歴史・文化資産の価値を高めるとともに、訪れる人が本県の文化をより体感できる仕組みを、関係市町やDMO等と連携して構築する取組を進めます。

(参考：重点施策に関するイメージ図)



(参考) 施策の体系

基本目標：文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

(参考) 他分野との関連に係るイメージ図



第4章 施策の展開

1 基本方針1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

■ 基本施策（１） 県民の文化に対する関心及び理解の醸成 【重点】

県民の皆さんに文化をより身近なものとして感じてもらうために、様々な文化への関心や理解を深めてもらうことは重要です。

県民の皆さんが、文化への関心や理解を深める機会の充実に取り組めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんの文化に関心を持つきっかけづくりのため、文化に関する普及啓発に取り組めます。
- ・ 県民の皆さんの文化に対する関心や理解を深めるため、文化について学び、体験する機会の充実に取り組めます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術をより身近に感じることができるよう、イベント等の機会を捉えた関心の醸成を図ります。

○ 主な取組：

【文化に関する普及啓発】（環境生活部）

- ・ 多角的に文化に関する普及啓発を行うため、広報誌、ホームページ、SNS での発信等の内容を充実させます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむきっかけとなるよう、気軽に楽しめるコンサートや公演の開催等に取り組めます。

【文化について学び、体験する機会の充実】（環境生活部）

- ・ 文化や芸術について学び、理解を深められるよう、幅広い年齢層を対象とした講座やワークショップ、シンポジウム等による学習機会の提供に取り組めます。
- ・ 体験を通じて、三重の自然や歴史、地域文化への理解や学びを促進するため、フィールドワークや体験講座等による体験学習の機会の提供に取り組めます。

【イベント等の機会をとらえた関心の醸成】（環境生活部、南部地域振興局、雇用経済部）

- ・ 令和6年度に県総合文化センター開館30周年、県総合博物館開館10周年及び斎宮歴史博物館開館35周年、熊野古道世界遺産登録20周年、令和7年度に大阪・関西万博、令和8年度に県政150周年を迎えるとともに、令和7年度には次期式年遷宮に係る諸行事が始まることから、これらを契機として、PRイベントや魅力的な企画展、公演の開催など、県民の皆さんの興味や関心を喚起する取組を行います。

■ 基本施策（２） 県民の鑑賞等の機会の充実

県民の皆さんに、文化や芸術にふれ親しむことを通じて心の豊かさを実感してもらうことをめざすうえで、質の高い文化や芸術を鑑賞し、身近に文化活動に参加できるような機会を充実させることは重要です。

県民の皆さんが、文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会の充実に取り組めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんに文化や芸術の良さや楽しさを実感してもらうため、質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実に取り組めます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術に関する創作活動に親しみ、また、その活動の成果を発表することができるよう、文化に関して活動し、創造する機会の充実に取り組めます。
- ・ 居住する地域などにかかわらず、誰もが文化にふれ親しんでもらえるよう、アウトリーチ*活動の推進に取り組めます。

○ 主な取組：

【質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実】（環境生活部）

- ・ オペラやバレエ、クラシック音楽、演劇、伝統芸能等、多彩で魅力的な芸術性の高い公演等を鑑賞する機会の提供に取り組めます。
- ・ 広く県民の皆さんが、質の高い芸術作品や、三重の豊かな自然や歴史、文化にふれ親しむことができるよう、充実した企画展や展示等の開催に取り組めます。

【文化に関して活動し、創造する機会の充実】（環境生活部）

- ・ 県民の皆さんが気軽に鑑賞・参加できるよう、「みえ県民文化祭」、「みえ県展」及び「みえ音楽コンクール」を、「みえ文化芸術祭」として一体的に開催します。
- ・ 県民の皆さんが企画や制作に参加してもらえるような公演の開催など、企画・創造型の事業に取り組めます。

* アウトリーチ：「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、文化・芸術の分野においては、普段、生の芸術に接する機会の少ない方々に対し、アーティストや作品が現場に出向くことで、文化・芸術を体験できる機会を提供するとともに、文化・芸術の楽しさや喜びを伝えていく活動のこと。

【アウトリーチ活動の推進】（環境生活部）

- ・ 学芸員による出前講座や博物館等への来館機会に限られる地域での移動展示の開催、館外における図書サービスの提供、市町と連携した様々な場所（老人ホームや障がい者支援施設など）での演奏会等の実施など、県民の皆さんが身近に文化や芸術に接する機会を拡充するため、アウトリーチ活動の一層の推進に取り組めます。

■ 基本施策（３） 高齢者、障がい者等の文化活動の充実

年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人が、自己の感性や創造性を十分に発揮できるよう、文化にふれ親しみ、創造できるような環境を整備することは重要です。

高齢者や障がい者等の文化活動が活発に行われるような環境づくりに取り組めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 高齢者が文化活動を通じて生きがいを見いだすことができるよう、高齢者の文化活動の充実に取り組めます。
- ・ 文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るため、障がい者の文化活動の充実に取り組めます。
- ・ 年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化や芸術を楽しむことができるような環境づくりに取り組めます。

○ 主な取組：

【高齢者の文化活動の充実】（環境生活部）

- ・ 高齢者の学習ニーズに対応した講演会や講座を開催し、学習の場の提供に取り組むとともに、学習機会に関する情報提供に取り組めます。
- ・ 高齢者が文化や芸術にふれ親しむことができるよう、高齢者にとって利用しやすい展示の工夫や高齢者を対象とした公演の実施等に取り組めます。

【障がい者の文化活動の充実】（環境生活部、子ども・福祉部）

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心として、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催等、文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進や ICT*を活用した情報発信、アートサポーター等の確保・活用などに努め、障がい者の多様な活躍の場の拡大を図ります。
- ・ 「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がいのあるアーティストたちの展覧会である「みえアールブリュット†」の開催、他団体と共催した「三重県障がい者芸術文化祭」受賞作品の展示等を通じて、障がい者による芸術性の高い作品等の創造に対する支援を行います。
- ・ 障がい者のニーズや多様な特性に応じた配慮を行うとともに、障がい者が文化や

* ICT:「Information and Communication Technology」の略。日本語で「情報通信技術」のこと。

† アールブリュット:専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術。

芸術にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり】（環境生活部）

- ・ 小さな子どもを持つ方でも安心して文化を鑑賞し、文化活動できるような環境づくりに取り組みます。
- ・ 外国人の利用者向けに多言語表記や、やさしい日本語の使用に取り組むなど、情報の提供に努めます。
- ・ 県立文化施設のバリアフリー化の推進を通じ、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

■ 基本施策（４） 子どもたちの文化活動の充実 【重点】

次代を担う子どもたちが、多彩な芸術、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育み、豊かな人間性を身に着けることにつながるとともに、地域に対する誇りや愛着を醸成し、地域の文化の発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

子どもたちが文化にふれ親しむ機会を充実させるとともに、文化活動の機会の充実に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むとともに、郷土への誇りや愛着を醸成するため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちの文化に対する関心や理解を深めるため、学校教育等との連携に取り組みます。

○ 主な取組：

【子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実】（環境生活部）

- ・ 子どもたちが、多彩な文化や芸術に出会い、身近にふれ親しむことができるよう、子ども向け取組や親子で楽しめる取組等を充実させるとともに、著名な美術作品をはじめ、収蔵資料の充実等に取り組みます。
- ・ 子どもたちが、地域の多様で豊かな自然や歴史・文化への関心や理解を深めることができるよう、学び、体験できる機会の提供に取り組みます。
- ・ 子どもたちの文化活動への意欲や主体性を高めるため、主役となってその成果等を発表できる機会の一層の提供に取り組みます。

【学校教育等との連携】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 子どもたちに文化にふれ親しむ機会を効果的に提供できるよう、教育委員会や地域の学校と連携し、学校教育では出会う機会の少ない文化・芸術分野のアーティストや専門家を派遣する取組を進めます。
- ・ 県立文化施設は、学校に対して施設への来訪を積極的に働きかけ、子どもたちにワークショップ等体験型の学びを提供する取組を進めるとともに、学校へ出向き、出張授業等を通じて文化や芸術についての理解を深める取組を進めます。
- ・ 地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- ・ 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。

■ 基本施策（５） 文化活動への支援

文化活動が活発に行われるために、文化活動を行う個人や団体が意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるような環境づくりに取り組むことは重要です。文化団体等の活動が発展していくよう、その活動への支援に取り組めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 様々な分野の文化団体等が交流することを通じて、文化活動が活性化するよう、文化団体等のネットワークづくりへの支援に取り組めます。
- ・ 文化団体等の活動が促進されるよう、文化活動に対する支援情報の提供に取り組めます。
- ・ 文化団体等の活動に対して、より適切で効果的な支援を図るため、新たな支援のあり方の検討に取り組めます。

○ 主な取組：

【文化団体等のネットワークづくりへの支援】（環境生活部）

- ・ 三重県文化団体連絡協議会等の活用を通じて、文化団体同士の情報交換や交流の促進を図り、その連携を支援します。
- ・ 「みえ県民文化祭」において、地域の文化団体等と連携した舞台公演や作品展示を行うことにより、自主的、主体的な文化活動を通じた交流の場づくりを進めます。

【文化活動に対する支援情報の提供】（環境生活部）

- ・ 文化庁や民間団体等の行う助成制度に関する情報を提供するとともに、事業者等による文化活動に対する支援（寄附、メセナ*活動等）が促進されるよう、公益社団法人企業メセナ協議会の「助成認定制度」に関する情報を提供します。

【新たな支援のあり方の検討】（環境生活部）

- ・ 県内における文化団体等の実態や課題の把握、優良事例等に関する調査研究を実施し、アーツカウンシル[†]の必要性など、文化団体等の活動への新たな支援のあり方を検討します。

* メセナ：企業による芸術文化支援のこと。

† アーツカウンシル：文化・芸術に関する高い専門性を持つスタッフが、その知見やネットワークを活用して、文化・芸術事業への助成をはじめとした様々な支援を行う専門機関のこと。日本の「地方版」アーツカウンシルは助成事業に特化したものではなく、地域の特性に応じ様々な運営を行っている。

■ 基本施策（６） 文化施設の充実

県民の皆さんが活発に文化活動を行うとともに、文化を通じて交流するためには、県立文化施設が多様なニーズに対応し、本県における文化活動の拠点として、その役割を果たすことが重要です。

本県における文化活動の拠点としての機能の充実を図るとともに、より身近で利用しやすい施設づくりに取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 本県における文化活動の拠点として、県民の皆さんのニーズにきめ細やかに対応できるよう、県立文化施設の機能の充実に取り組みます。
- ・ 県立文化施設が、文化振興、生涯学習、人材育成、地域づくりに貢献する「県民の学び・体験・交流の場」となるよう、県立文化施設間の相互連携の強化に取り組みます。

○ 主な取組：

【県立文化施設の機能の充実】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設が、県民の皆さんの文化活動の場として、また、文化や芸術にふれ親しむ場として積極的に活用されるよう、利用環境の充実や魅力ある公演、展示や講座の開催等に取り組みます。
- ・ 適正な資料・作品等の収集・保管と調査研究を計画的に推進するとともに、効果的な情報提供や職員の資質向上のための研修の実施、県内外の文化施設等との連携に取り組みます。
- ・ 県立文化施設の機能強化と安定的な運営に資するよう、クラウドファンディング*等による外部資金の確保に努めます。
- ・ 県立文化施設の計画的な整備や適切な維持に取り組みます。

【県立文化施設間の相互連携の強化】（環境生活部）

- ・ 各県立文化施設で構成する「県立文化施設ネットワーク会議」を活用し、各施設相互の連携強化を図り、県立文化施設が、県民の皆さんが学び、体験し、交流する場となるよう、本県における文化活動の拠点としての機能の一層の強化に取り組みます。

* クラウドファンディング：特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みのこと。

県総合文化センター

県総合文化センターでは、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、多彩で魅力的な芸術性の高い公演を開催するほか、アウトリーチ活動や人材育成などを行います。

また、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、県内のさまざまなアーティストや専門機関と協働して、次代の文化を担う子どもたちに、質の高い文化・芸術との出会いを提供します。



県立図書館

県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組めます。



県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、さまざまな主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行います。

また、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応します。



県立美術館

県立美術館では、美術を介して人々が感性や想像力を育み、自己の世界を広げられるような機会を提供するため、三重や国内外の質の高い美術、多彩な表現を紹介するとともに、コレクションの充実、保護、調査研究に努め、次代を担う子どもたちにその意義を伝えていきます。

また、誰もが充実した美術体験を行えるよう、県内外のさまざまな組織・個人と協働し、美術館の可能性を広げていきます。



斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めます。

近年、飛鳥・奈良時代における斎宮中枢域について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信等に取り組めます。



2 基本方針2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～

■ 基本施策（7） 文化の担い手の育成及び確保

県内の文化活動が充実し、さらに発展していくためには、文化の担い手とその活動を支える人材を育成することが必要です。

若い芸術家の育成や、文化を支える専門的人材の育成への支援に取り組むとともに、文化団体等の活動が活発に行われるような環境づくりに取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 若い芸術家をはじめ、舞台技術者や文化活動を企画・運営する人材、文化財に関する専門人材など、文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援に取り組めます。
- ・ 文化活動を行いやすい環境づくりを通じて人材育成等を支援するため、文化活動のための環境の整備に取り組めます。

○ 主な取組：

【文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 将来の文化の担い手を創出できるよう、音楽や演劇分野などの実演芸術の若い人材の育成に取り組めます。
- ・ 文化の振興を担う専門人材（アートマネジメント人材等）を育成するための研修等を実施します。
- ・ 博物館等に関わる人材を育成するため、学芸員資格の取得を希望する大学生などに実習の機会を提供することや、小中学生の職場体験等に取り組めます。
- ・ 文化財の保存、活用及び継承に関して、専門的人材の確保と人材育成に取り組むため、研修・講習等を開催するとともに、文化財の巡視や文化財所有者等への助言を行う文化財保護指導員を適切に確保します。
- ・ 県立文化施設の運営を支援するボランティアとの連携・協働を通じて、文化や芸術、地域の歴史等について学び、活動する人材の育成につなげます。

【文化活動を行うための環境の整備】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設において、創作、練習、発表等の活動を行いやすい環境の整備を図るとともに、日頃の活動の成果を発表する場を提供することを通じて、文化の担い手の育成につなげます。

■ 基本施策（８） 顕彰

顕彰制度は、優れた創造活動を行った者や文化の振興に寄与した者に敬意を表することで、文化活動の活性化に大きな役割を果たします。

文化活動において、顕著な成果を収めた方や文化の振興に寄与した方の顕彰に取り組めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 優れた創造活動を行った方や本県の文化の振興に寄与した方を積極的に顕彰することで、文化に対する関心を高め、本県の文化活動を活性化させるとともに、後進の意欲を喚起し人材育成につなげるため、顕彰制度を実施します。

○ 主な取組：

【顕彰制度の実施】（環境生活部）

- ・ 「三重県文化賞」により、長年にわたり本県の文化振興に貢献し、その活動及び功績が優れた個人・団体を表彰します。また、「三重県文化賞」のうち、「文化新人賞」では、将来一層の向上が期待される個人又は団体を積極的に表彰します。
- ・ 県民の皆さんの美術に対する創作意欲を高めるとともにその理解を深め、美術水準の向上に寄与することを目的に、「みえ県展」を開催し、入選・入賞作品を表彰します。また、音楽を学び、努力を続けている人々が日頃の成果を発揮し、交流できる機会とするため、「みえ音楽コンクール」を開催し、入賞者を表彰します。

3 基本方針3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

■ 基本施策（9） 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

本県の有形・無形の文化財や地域の伝統的な文化は、県民の皆さんの貴重な財産として、守り伝えられる必要があります。そのためには、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて適切で有効な活用を進め、確実に次世代へ継承するとともに、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが重要です。

文化財をはじめとする三重の歴史的資産等を、適切に保存、活用し、将来へ継承する取組を進めます。

○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんの共通の財産である有形・無形の文化財や伝統芸能や民俗芸能、祭りや年中行事、伝統工芸等の伝統的な文化を、有効に活用するとともに、次代に大切に引き継いでいくため、三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承に取り組みます。

○ 主な取組：

【三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。
- ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
- ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録を見据えながら、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、未永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- ・ 古代から中世にかけて設置された斎宮（斎王の居住した宮殿と役所・斎宮寮）を中心とする遺跡である国史跡「斎宮跡」について、実態解明のための発掘調査を進めるとともに、史跡を守り伝え、活用する取組を進めていきます。

- ・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- ・ 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある文化財について、パネル展や SNS 等による啓発・情報発信に取り組むとともに、県埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さんが文化財への理解を深められる機会を提供します。
- ・ 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災及び災害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害から守るための取組を行います。
- ・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存、活用が地域社会総がかりで計画的に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。
- ・ 県立の博物館施設において、資料の収集、適切な保存や修復、調査研究、展示等の普及公開に取り組むとともに、講演会等の開催、取扱いや保存に関する助言・指導等に取り組みます。
- ・ 子どもたちが学校文化活動において地域や我が国の伝統文化にふれ親しむ機会を充実させます。
- ・ 祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、記録保存を行うとともに、子どもたちが祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。

4 基本方針4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

■ 基本施策（10） 文化を生かした地域の活性化

地域の文化は、地域住民が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源であることから、保存と活用の両輪で取り組みながら、地域の活力の向上に生かしていくことが重要です。

地域住民が主体となって取り組む、文化を生かした地域の活性化への支援に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 三重の多様で特色ある文化資源を生かし、地域の活力の向上に資するよう、文化資源を生かした地域活性化の支援に取り組みます。

○ 主な取組：

【文化資源を生かした地域活性化の支援】（環境生活部、南部地域振興局、県土整備部）

- ・ まちかど博物館等の地域の歴史や文化資源を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 県内の文化財や伝統的な祭り、食文化をはじめ、県内から輩出した偉人等について情報発信し、文化資源として観光やまちづくりに生かします。
- ・ 地域に残る街道やまち並みなど、先人たちが培ってきた歴史・文化的景観を受け継ぎ、生かし、誇りを持ちつつ次の世代に引き継ぐ景観づくりを進め、地域づくりやまちづくりにつなげます。
- ・ 令和6年度に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録20周年を迎えることから、周年を契機とし、熊野古道への理解促進を図るとともに、南部地域の賑わいをつくってきた祭り等の維持・活性化に向けて、地域の人びとと地域外の人びとが共に活動する仕組みづくりを支援します。
- ・ 日本遺産でもある国史跡斎宮跡について、その魅力を生かし、地域が連携して取り組むまちづくりや地域のにぎわい創出のための取組を支援します。

■ 基本施策（11） 文化と観光等との連携 【重点】

地域の魅力的な文化資源を生かし、文化と観光その他の産業の関連分野が相互に連携することは、地域産業の振興につながり、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化の発展に還元されることが期待されます。

観光その他の産業の発展とともに、地域の文化の振興を図るため、文化と観光その他の産業との連携に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 三重の多様で特色ある文化資源を観覧・体験する観光を通じて、三重の文化への理解を深めてもらうとともに、その恩恵を文化に還元するという好循環につなげるため、県立文化施設を中核とした文化観光の推進に取り組みます。
- ・ 三重の豊かな文化を生かし、地域の活性化につなげていくため、文化資源を生かした観光振興施策との連携に取り組みます。
- ・ 地域の文化と密接に関わりのある伝統工芸品や食文化等の魅力をアピールし、その価値を高めるため、伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携に取り組みます。

○ 主な取組：

【県立文化施設を中核とした文化観光の推進】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置付け、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、三重の文化についての理解を深める機会を創出するとともに、様々な媒体を活用し、その魅力を発信します。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光を他の地域にも展開していきます。

【文化資源を生かした観光振興施策との連携】（環境生活部、観光部）

- ・ 本県にしかない歴史や文化、自然等の資源を生かした魅力的な観光コンテンツの新規造成やブラッシュアップを支援するなど、観光振興施策との連携を推進します。

【伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携】（環境生活部、雇用経済部）

- ・ 地域の風土や暮らしの中で育まれ、受け継がれてきた伝統工芸品等の魅力を県外に向けてPRし、普及に取り組むなど、伝統産業・地場産業振興施策との連携を推進します。
- ・ 三重で育まれてきた多様で豊かな食文化の継承・発展を図るため、その魅力を広く発信するなど、食の産業振興施策との連携を推進します。

■ 基本施策（12） 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成

郷土の歴史や伝統文化を知り、学ぶことを通じて、郷土に対する誇りと愛着を醸成することは、三重県民としてのアイデンティティを育むとともに、地域の文化だけでなく、地域そのものの発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

郷土の歴史や文化を学ぶ機会を充実させることを通じて、県民の皆さんの郷土愛の醸成につなげます。

○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんが三重の文化の魅力を改めて認識し、地域への理解と愛着を深めることができるよう、三重の歴史と伝統文化について学ぶ機会の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちが郷土について誇りと愛着を感じ、将来、地域で活躍する意欲と態度を育むことができるよう、子どもたちへの郷土教育の推進に取り組みます。
- ・ 本県にゆかりのある偉人の業績を顕彰することや学ぶことを通じて、県民の皆さんの誇りとしての意識を育むため、郷土の偉人の業績による誇りづくりに取り組みます。

○ 主な取組：

【三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実】（環境生活部）

- ・ 郷土の歴史や伝統文化を学ぶことができる講座やセミナー、展示等を開催します。
- ・ 令和8年度に、県政150周年を迎えることから、本県の歴史や文化、風土について関心や理解を深めることができるよう、県立文化施設での企画展の開催等に取り組みます。
- ・ 本県の歴史について理解を深めることができるよう、「三重県史」や県史編さんの過程で収集した資料、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）について、県民の皆さんの利活用を促進します。

【子どもたちへの郷土教育の推進】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 子どもたちが本県の自然や歴史・文化について興味を持って学び、ふるさと三重への愛着や誇りを育むことができるよう、県総合博物館等の県立文化施設での取組を充実させます。
- ・ 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化についての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。

【郷土の偉人の業績による誇りづくり】（環境生活部）

- ・ 松尾芭蕉、本居宣長、松浦武四郎、小津安二郎など、本県にゆかりのある偉人について、市町や関係団体が行う顕彰事業を支援します。
- ・ 本県にゆかりのある歴史的な人物や、芸術家、作家等に関する調査研究を行うとともに、企画展や展示等を通じて、広く県民の皆さんに紹介します。

■ 基本施策（13） 三重の文化の魅力の発信と交流の推進

三重の文化の魅力を積極的に発信し、文化を通じた地域間の交流等を推進することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、地域の活力の向上につながることを期待されます。

三重の文化の魅力に関する情報を積極的に発信するとともに、文化を通じた交流の推進に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 三重の文化の認知度向上を図るため、三重の文化に関する情報の発信に取り組みます。
- ・ 三重の文化についての情報を多くの人々と共有しやすい形で提供できるよう、デジタル技術の活用に取り組みます。
- ・ イベントや様々な機会を活用し、文化を通じた交流の推進に取り組みます。

○ 主な取組：

【三重の文化に関する情報の発信】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や本県のユネスコ無形文化遺産をはじめとする、三重の文化の魅力に関する情報について、積極的な発信に取り組みます。
- ・ 令和7年度に開催される大阪・関西万博の機会をとらえて、庁内関係部局と連携して、三重の文化の魅力を発信する取組を行います。

【デジタル技術の活用】（環境生活部）

- ・ 「三重の文化」ホームページやSNS、動画サイトなど、多様な情報発信手段を活用して、三重の文化に関する情報を広く発信します。
- ・ 県立文化施設の保有する収蔵資料等について、デジタル化、データベース化を図り、利用者の利便性を高める取組を進めます。

【文化を通じた交流の推進】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 国民文化祭や全国高等学校総合文化祭への参加の促進など、文化団体等の県外での活動や団体間の交流を推進します。
- ・ 松浦武四郎を通じた北海道との交流連携をはじめ、他の地域との文化に関する交流に取り組みます。
- ・ 県外の文化施設との共同研究、情報交換など学術的連携に取り組み、文化交流の促進に取り組みます。

第5章 計画の推進と進行管理

1 各主体に期待される役割

本県の文化の振興等を進めていくためには、県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等が、それぞれの立場に応じて主体的に行動し、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体に期待されることは次のとおりです。

(1) 県民の皆さん

県民の皆さんは、文化活動の主役であり、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、自主的、主体的に文化鑑賞や文化活動への参加、創作活動などを行うことにより、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(2) 文化団体等

文化団体等は、文化活動を実践することを通じて、文化の各分野を牽引するとともに、担い手の育成や地域文化の継承、発展への寄与など、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(3) 教育機関

教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の皆さんの豊かな感性や創造性を育むため、文化に関する学習機会を提供するなど、文化にふれ親しむ機会の創出に努めることが期待されます。

また、高等教育機関等においては、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(4) 事業者

事業者は、文化についての理解と関心を深め、地域社会を構成する一員として、地域の文化活動へ自らが参画したり、地域の文化活動へ支援することなどを通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

2 県の責務

県は、「文化芸術基本法」等の関係法令や条例、県の総合計画及び本計画に基づき、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 県と市町との連携

市町は、住民にとって身近な行政機関であり、地域における文化の振興等において、その果たす役割は重要です。

県と市町は、相互に連携・協力しながら、施策の効果的な推進を図ることができるよう、県と市町の文化行政担当課が、定期的に連絡調整や協議を行う場を設け、効果的な連携を実現するための仕組みを構築します。

4 県の推進体制

文化の振興等に関する施策の推進にあたっては、観光やまちづくり、福祉、教育等の関連分野における施策との有機的な連携が必要であることから、関係部局との横断的な連携体制の構築を図り、部局間の調整を行いながら総合的かつ効果的に各種施策を実施します。

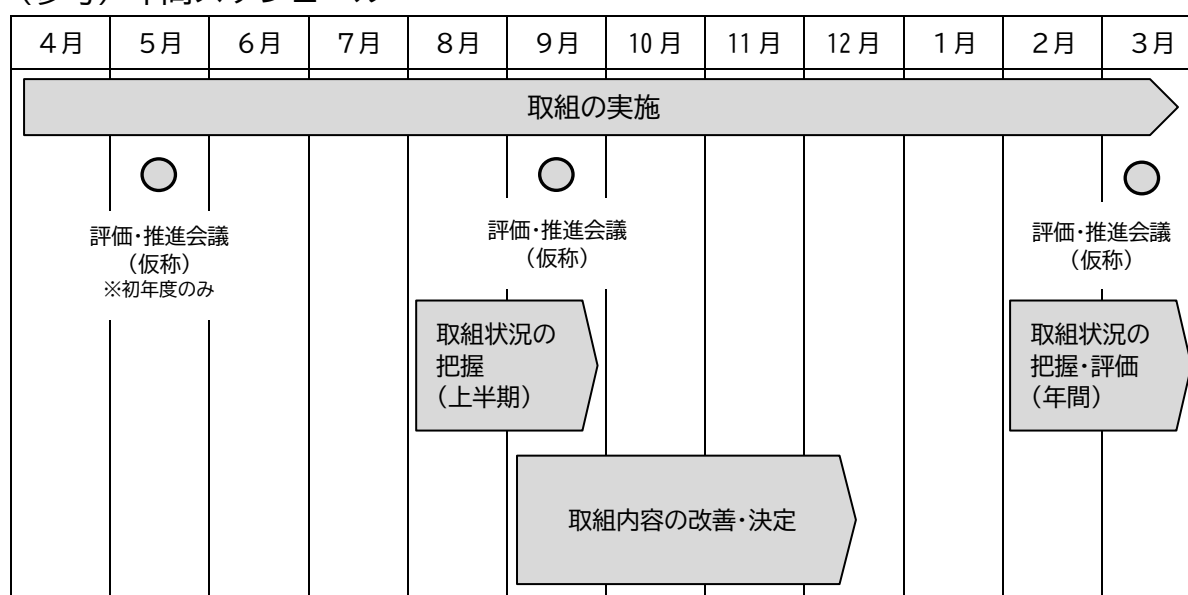
5 進行管理

毎年度、本計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、評価・検証にあたっては、第三者評価（外部評価）を活用するため、有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置します。

なお、計画期間内においても、評価・検証の結果や国内外の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを実施することとします。

（参考）年間スケジュール



6 成果指標

計画全体に対する指標として、施策の体系における4つの基本方針ごとに「成果指標」を設定します。

○ 成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 (※1)	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数 (※2)	98.2 万人	140 万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数 (※3)	27,014 人	33,500 人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数 (※4)	1,104 人	1,950 人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 (※5)	79 件	92 件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数 (※6)	—	5 件 (累計件数)

※1…県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

※2…県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数

※3…県立文化施設が実施する児童生徒等の文化や芸術の鑑賞・体験を目的とした事業に参加した人数

※4…県立文化施設が実施する文化振興に係る人材（若い芸術家や文化振興を担う専門人材）の育成を目的とした事業の参加者数

※5…関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

※6…県立文化施設を起点とし、県内5地域（桑名・四日市地域、斎宮・伊勢地域、鳥羽・志摩地域、伊賀・名張地域、東紀州地域）を結ぶ「文化体験ルート」を想定し、構築できた地域数

参考資料

- 1 三重県文化振興条例 48
- 2 今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査報告書 概要版 53

（参考資料1）

三重県文化振興条例（令和五年九月二十六日三重県条例第三十三号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 — 第十一条）

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興（第十二条 — 第十四条）

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第十五条 — 第二十条）

第三節 文化を育み、継承する人材の育成（第二十一条・第二十二条）

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第二十三条 — 第二十五条）

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第二十六条 — 第二十九条）

第三章 三重県文化審議会（第三十条 — 第三十六条）

附則

文化は、人が本来有している創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。

また、文化は、心の拠りどころとして、人と人とのつながりを育むのみならず、広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、私たちは再認識する必要がある。

三重県は、日本列島の中央に位置し、南北に長い県土を持ち、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形と、多様で豊かな自然環境を有している。

こうした自然環境を背景に、人々は暮らしの中で文化を育んできた。地域の環境に応じた農業や林業、漁業に関係する文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として今日まで受け継がれている。また、各地には山・鉾(ほこ)・屋台行事をはじめ、地域に根差した祭りや行事が育まれ、豊かな歴史や文化が今日も存在している。

さらに、この三重の地は伊勢と熊野を擁している。伊勢は、古代より、朝廷が斎宮を設けて祭祀を行い、江戸時代には民衆が全国からお伊勢参りを行った地である。熊野は、江戸時代には西国巡礼と結びついて、民衆が伊勢から伊勢路を経て向かった地である。全国の人々が憧れ、訪れる日本の精神文化の源流ともいべき拠点があることは、三重の文化の特色の一つである。

旅人が三重の地を次々と訪れる中で、三重の人々は、餅など様々な郷土の食を提供し、おかげ参りの人々を助け、西国巡礼者に善根宿(ぜんこんやど)を設けるなど、旅人を手厚くもてなした。こうして外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さや温かいもてなしの心が育まれた。

同時に、三重の地から全国に向けて文化が発信された。伊勢型紙を使った染め物は全国で流行し、伊勢商人は江戸に店を構えて郷土の物産を商った。明治時代以降も伊賀焼や萬古焼が生産されるなど、文化が地域の発展につながってきた。

こうした世代を超えて引き継がれ、今日の地域社会の精神的な基盤となる文化は、私たち県民が拠って立つアイデンティティそのものである。

二十一世紀に入り、人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展など、刻々と大きく変化する状況の中で、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、私たちは、これまで培われた三重の文化の土壌を未来へと継承し、地域における文化の力を高めていくことが求められている。

私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その魅力を発信するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、その自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化の振興等に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興等に当たっては、県民が、三重の歴史的資産等（本県の各地域で継承されてきた芸能、行事、文化財その他の伝統文化をいう。）を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興等に当たっては、三重の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化の振興等に当たっては、三重の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化に関する交流が図られなければならない。
- 7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（第六条及び第十八条において「子どもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、家庭並びに地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 9 文化の振興等に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に生かすことが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第五条 文化団体等は、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第六条 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の感性及び創造性を育むことができるよう、文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする。

- 2 高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第八条 県は、市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に当たっては、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興

(芸術の振興)

第十二条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十三条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第二十四条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第十四条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

(県民の文化に対する関心及び理解の醸成)

第十五条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十六条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第十七条 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもたちの文化活動の充実)

第十八条 県は、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動への支援)

第十九条 県は、文化団体等が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するよう、その活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は事業者による文化活動に対する支援活動の促進が図られるよう、普及啓発、

情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第二十条 県は、自らが設置する文化施設に関して、施設の充実に努めるとともに、文化活動の拠点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実に図るため、施設の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 文化を育み、継承する人材の育成

(文化の担い手の育成及び確保)

第二十一条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第二十三条において「文化財等」という。）の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第二十二条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するものとする。

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

(文化財等の保存、活用及び継承)

第二十三条 県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等が実施する修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第二十四条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第二十五条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

(文化を生かした地域の活性化)

第二十六条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化と観光等との連携)

第二十七条 県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成)

第二十八条 県は、県民が三重の文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を育むことができるよう、郷土の歴史及び伝統文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重の文化の魅力の発信と交流の推進)

第二十九条 県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 三重県文化審議会

(設置)

第三十条 文化の振興等に資するため、三重県文化審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第三十一条 審議会は、第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興等に関する重要事項について調査審議する。

（委員）

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第三十三条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

（会長等）

第三十四条 審議会に会長一名及び副会長一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第三十五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三重県文化審議会条例の廃止）

2 三重県文化審議会条例（昭和四十六年三重県条例第三十三号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において三重県文化審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第三十二条第二項の規定により三重県文化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の三重県文化審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(参考資料2)

今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査報告書 概要版

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、今後の文化行政を進めていくうえでの基礎資料とするため、県民の皆さんの文化についての意識や活動等について把握することを目的とする。

2. 調査の内容

(1) 回答者の属性について

年齢、職業、居住地域

(2) 文化についての意識や活動について

(3) 文化的環境について

(4) 県立の文化施設について

(5) 三重県の文化について

(6) 文化・芸術に関する情報の入手について

(7) 今後の県の文化行政のあり方について

(8) その他

3. 調査の設計

(1) 調査地域：三重県内全域

(2) 調査対象：三重県在住の満18歳以上の個人

(3) 標本数：5,000人

(4) 抽出方法：選挙人名簿から無作為抽出法により抽出

(5) 調査方法：郵送方式およびWeb回答方式

(6) 調査時期：令和5年10月13日(金)～10月27日(金)

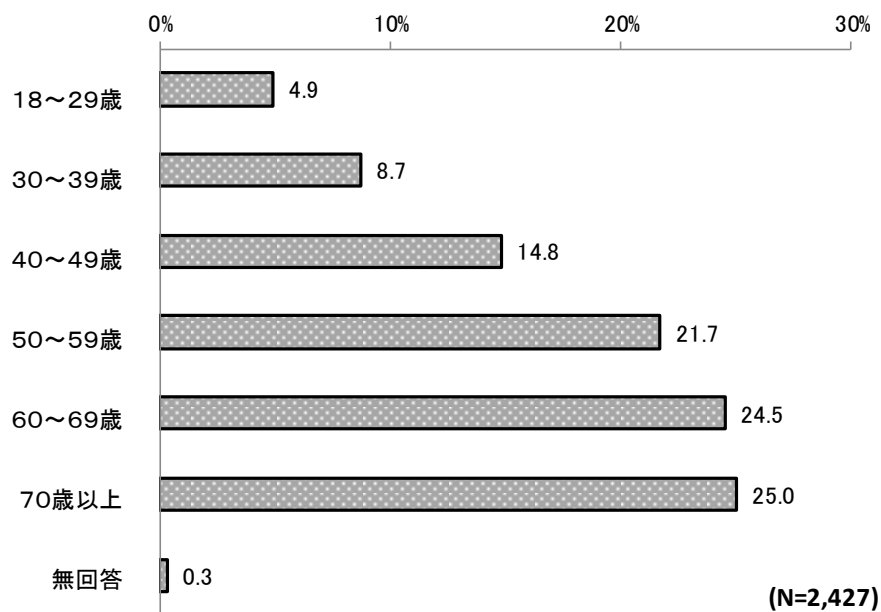
4. 回収の状況

調査手法	配布数	不到着	実質配布数	回収数(内訳)	回収数(全件) (率)
郵送	5,000人	37件	4,963件	1,795件	2,427件 (48.9%)
Web				632件	

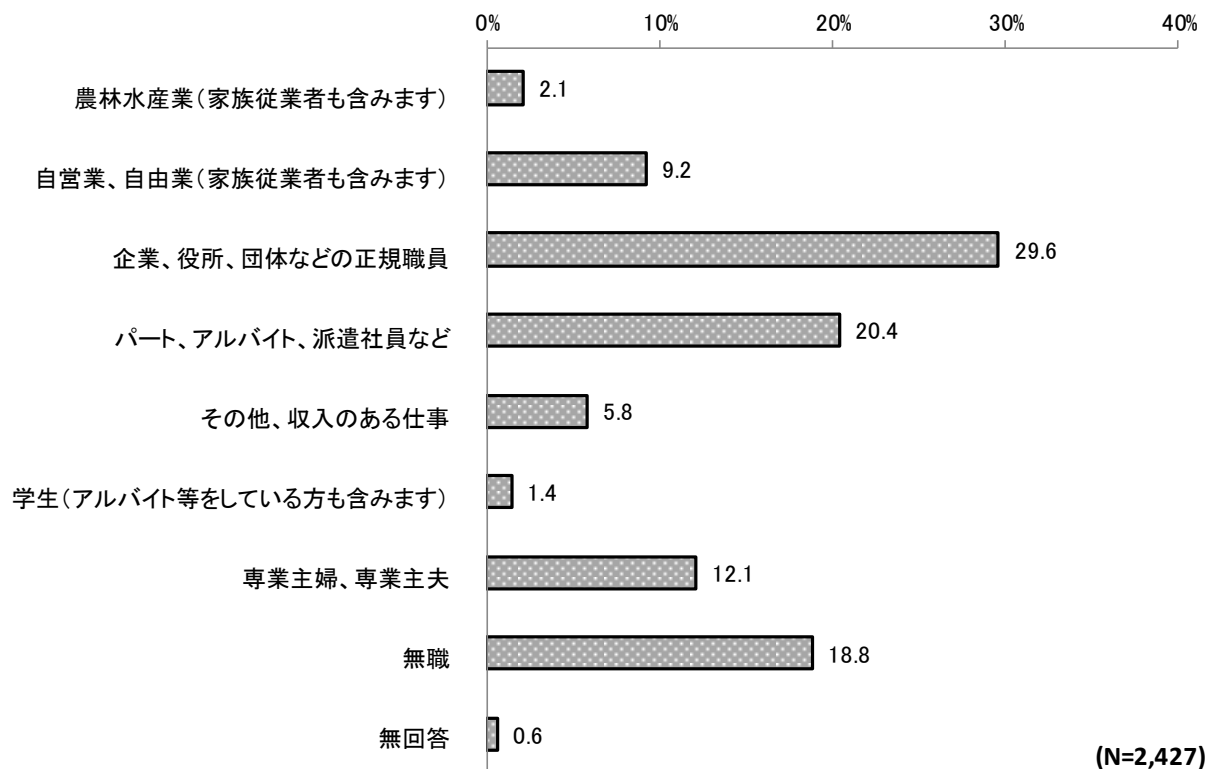
Ⅱ 調査結果の概要

(1) 回答者の属性について

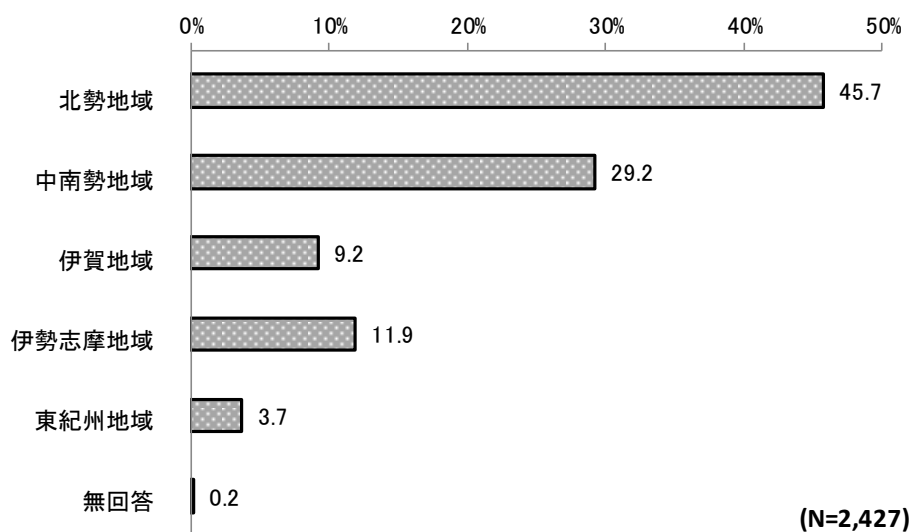
問1 あなたの満年齢は次のうちどれですか。(○は1つ)



問2 あなたの主なご職業は次のうちどれですか。(○は1つ)

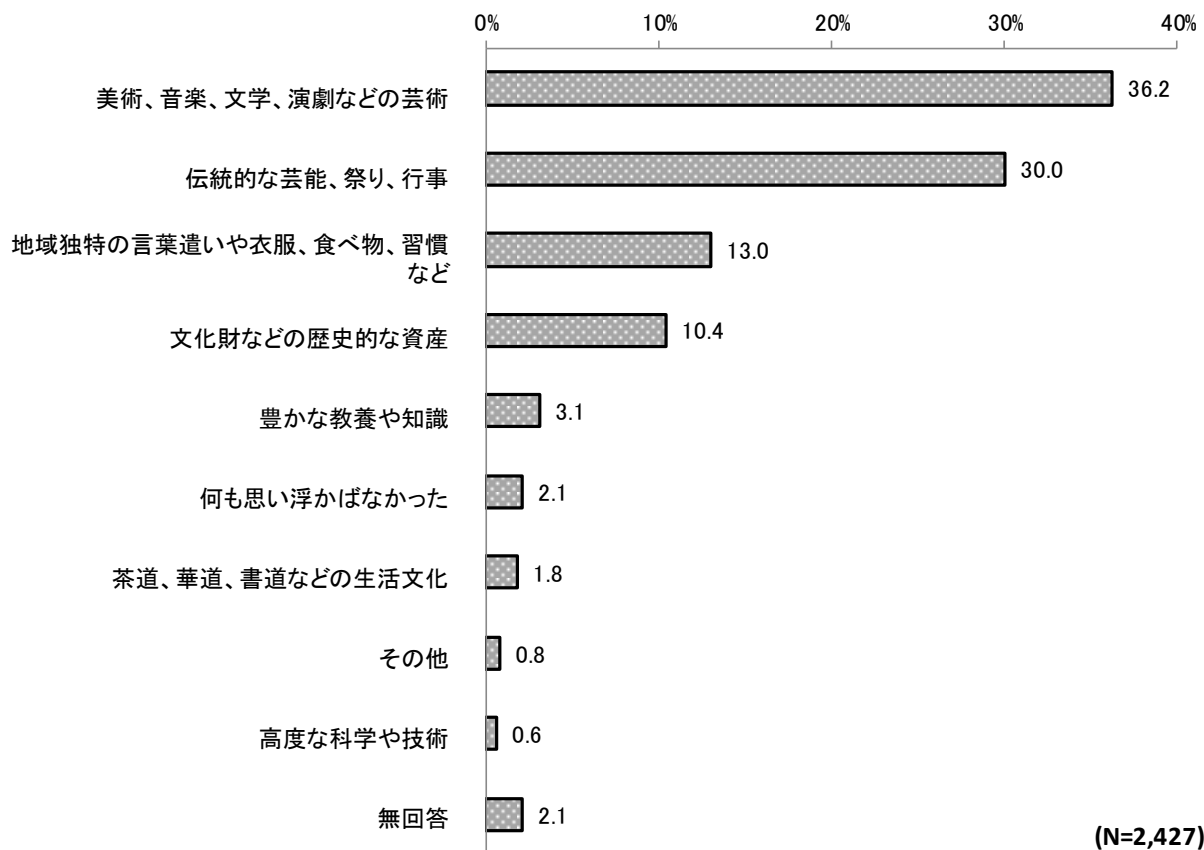


問3 あなたが住んでいる地域は次のうちのどの地域ですか。(○は1つ)

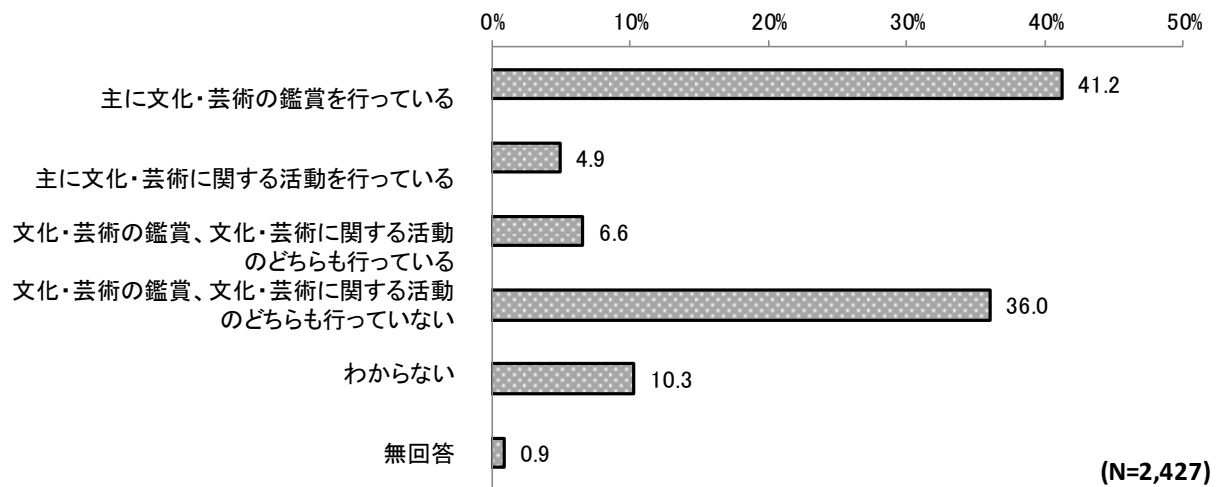


(2) 文化についての意識や活動について

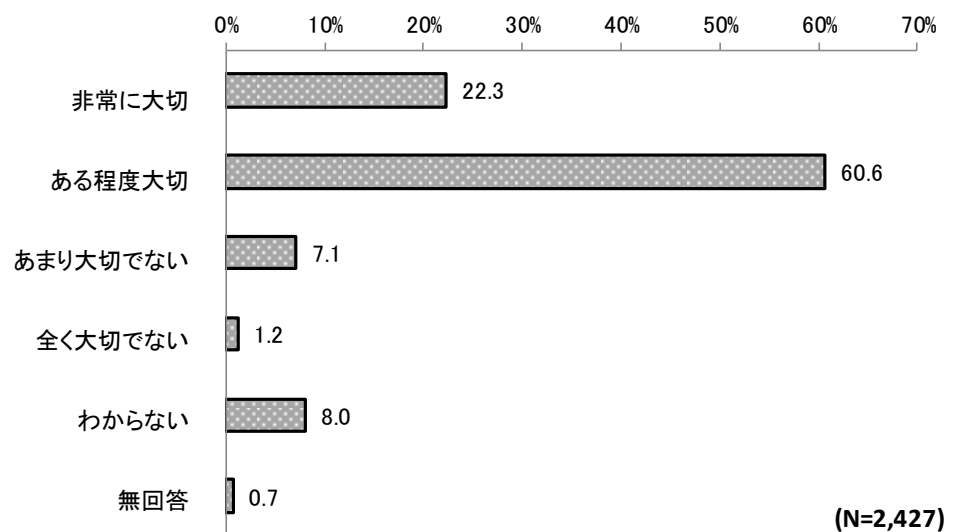
問4 あなたは、「文化」という言葉を聞いて、まず、何を思い浮かべますか。次のうち、思い浮かべたものに最も近いものを選んでください。(○は1つ)



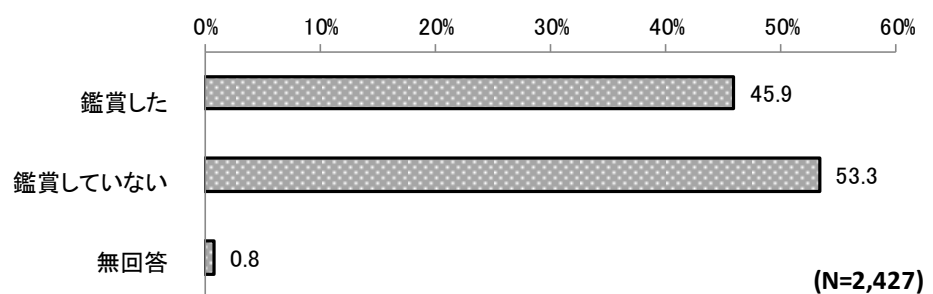
問5 あなたが日常生活で文化・芸術にふれ親しむ方法として、最も近いものは次のうちどれですか。(○は1つ)



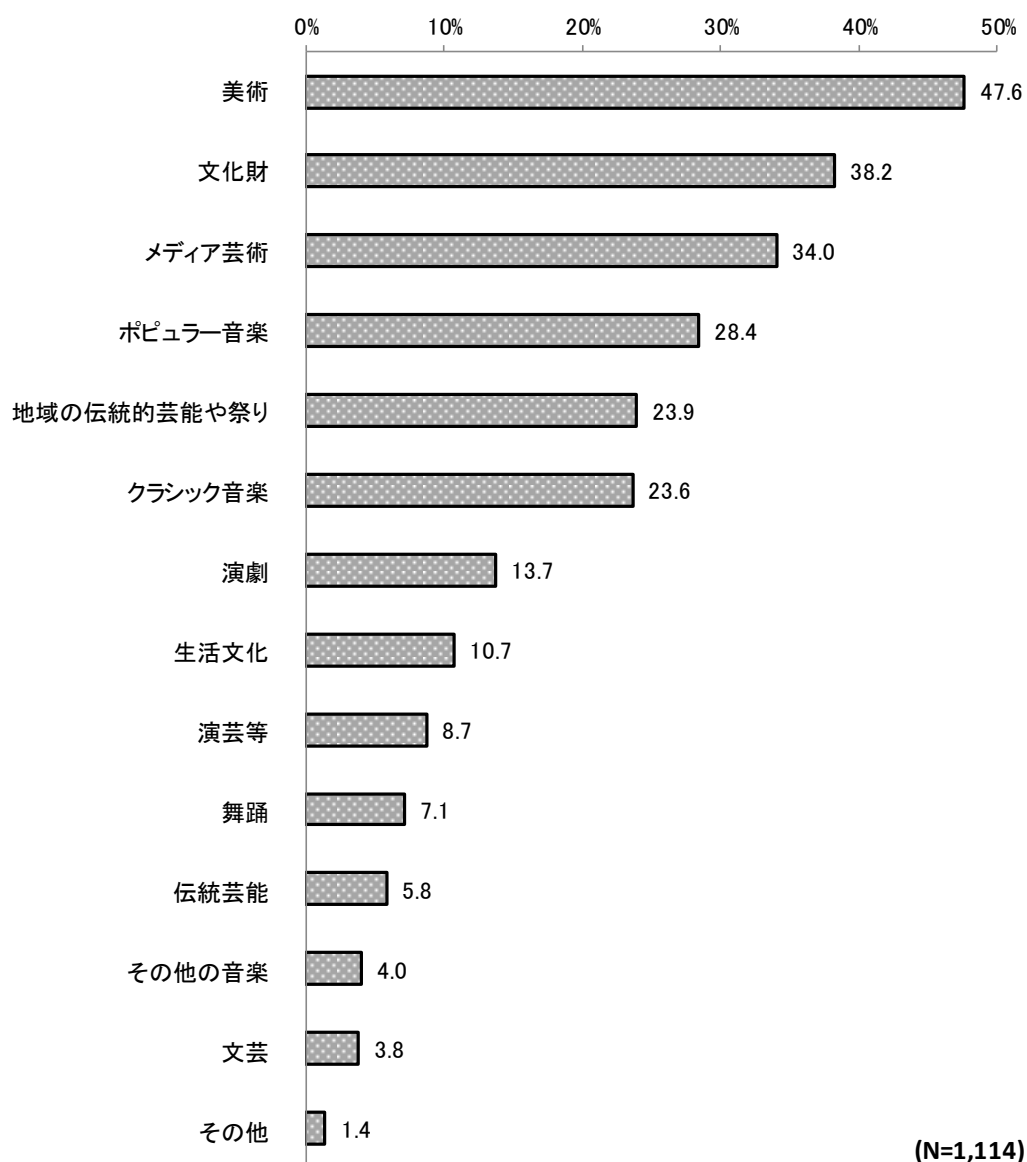
問6 あなたは、日常生活の中で、文化・芸術を鑑賞したり、文化・芸術に関する活動を行ったりすることについて、どのように思いますか。(○は1つ)



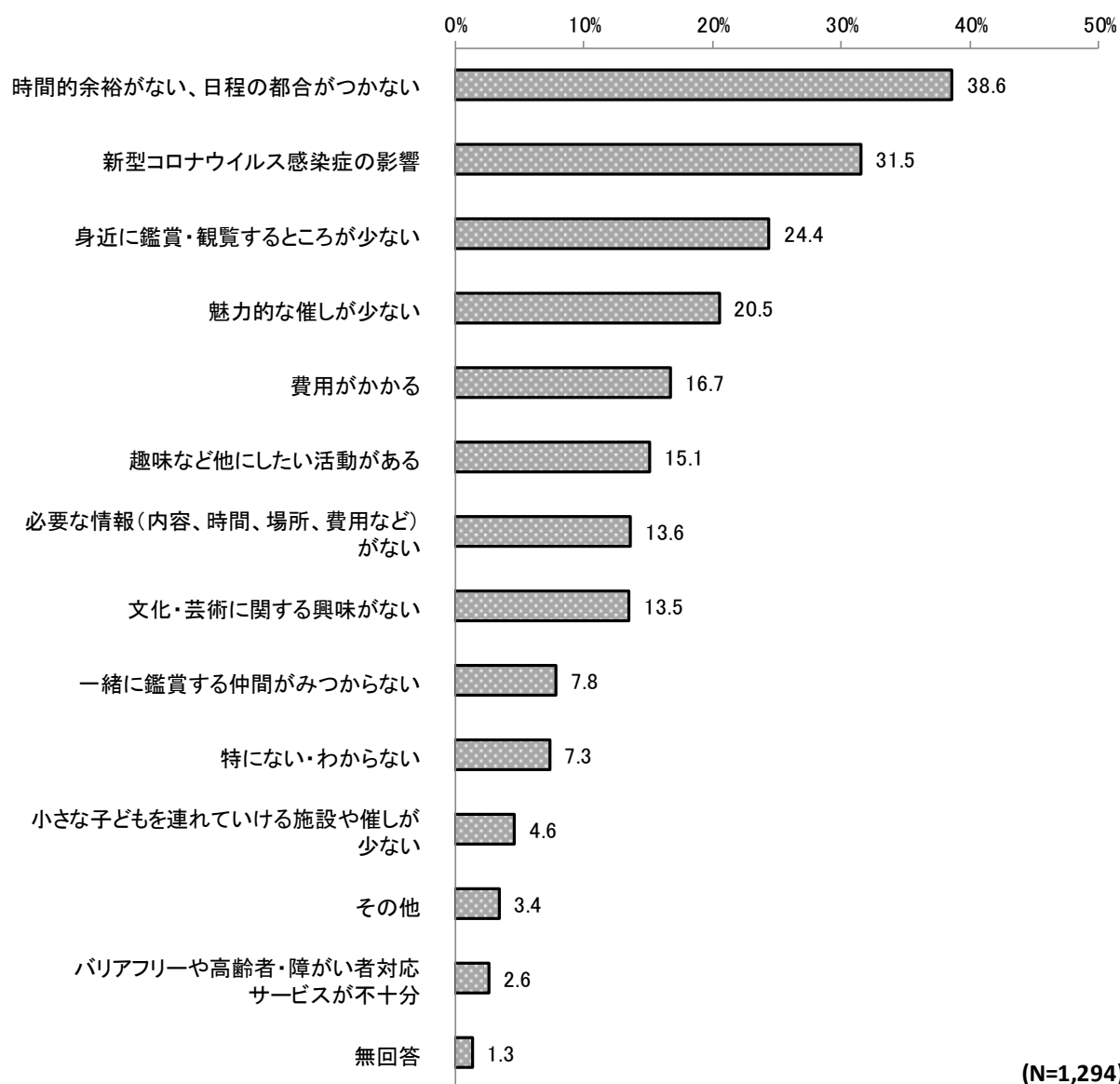
問7 昨年1年間にホールや劇場、美術館や博物館などで、直接鑑賞された文化・芸術はありますか。(○は1つ)



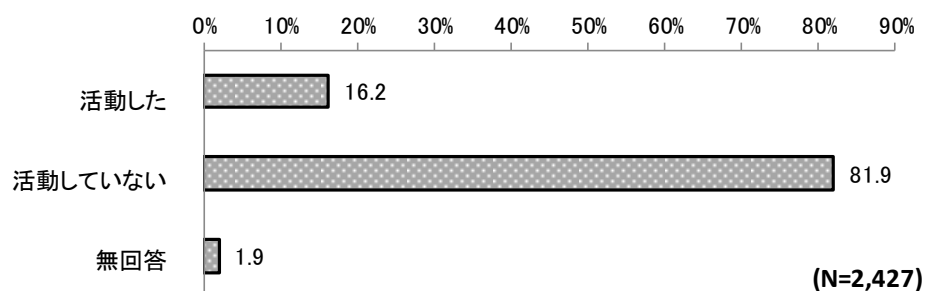
問8 問7で「1. 鑑賞した」と回答された方に伺います。直接鑑賞された文化・芸術の種類は何ですか。(〇はいくつでも)



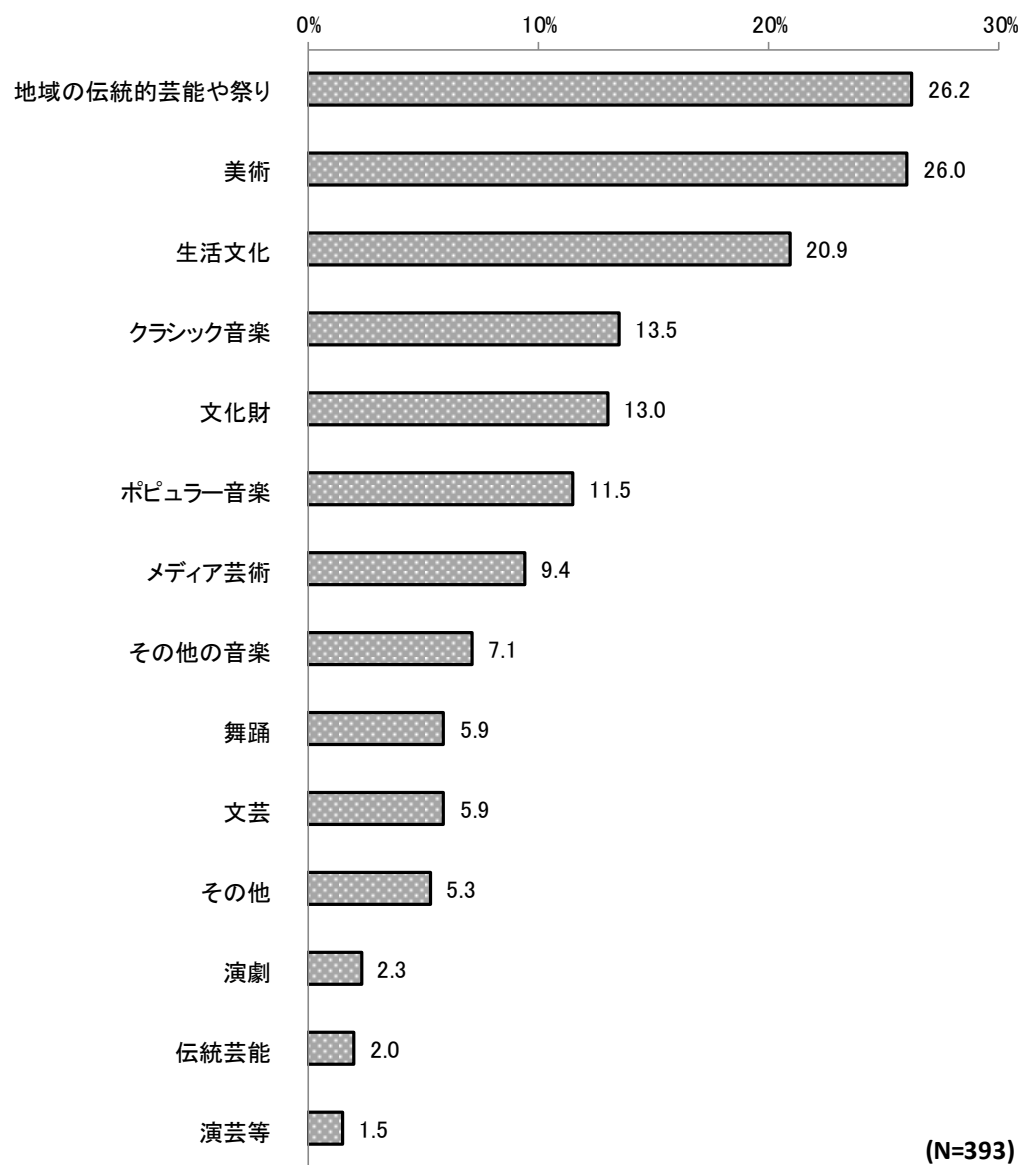
問9 問7で「2. 鑑賞していない」と回答された方に伺います。その主な理由は何ですか。(〇は3つまで)



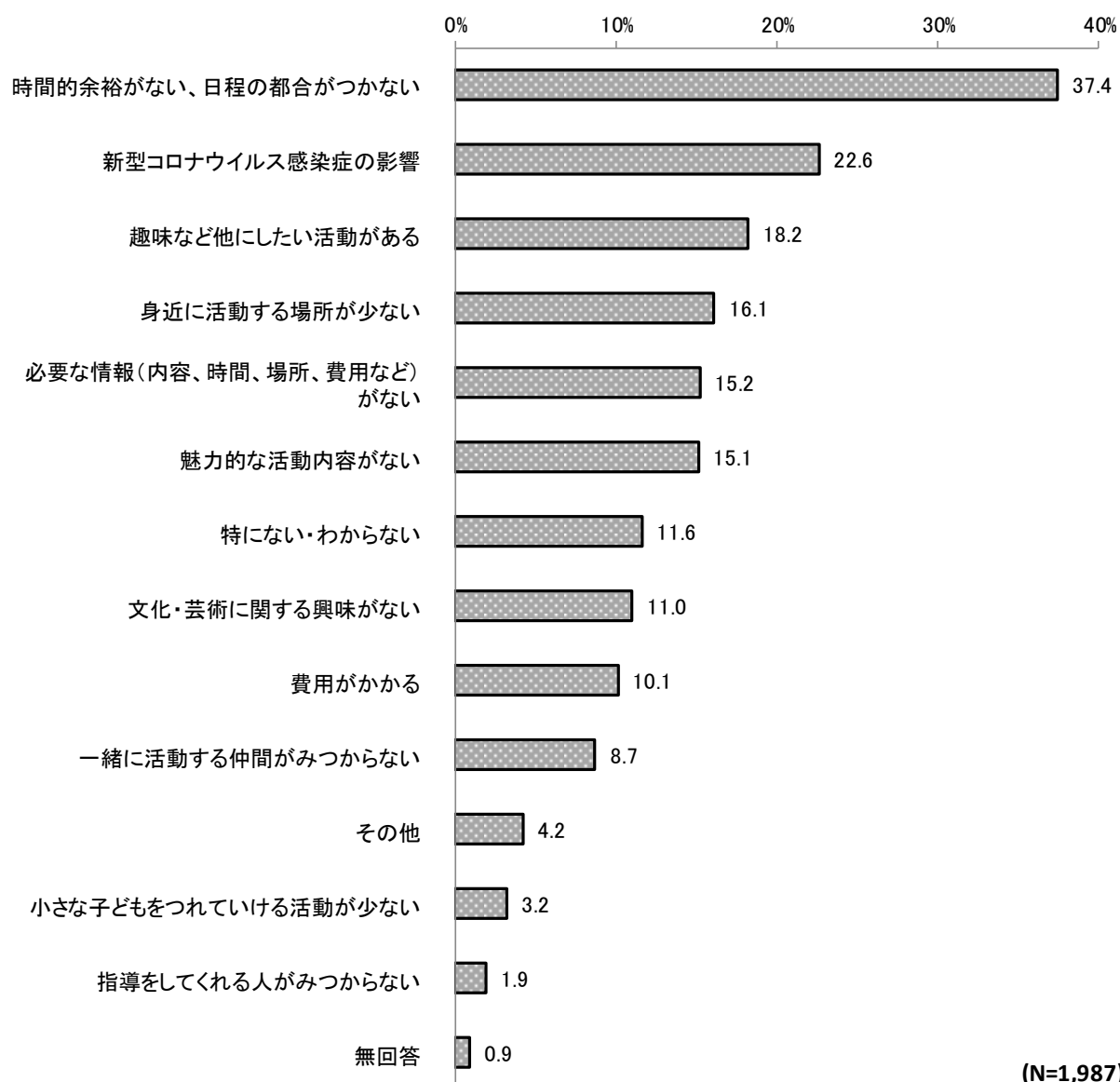
問10 昨年1年間に文化・芸術に関する活動を行いましたか。(〇は1つ)



問11 問10で「1. 活動した」と回答された方に伺います。どのような種類の活動を行いましたか。
(〇はいくつでも)

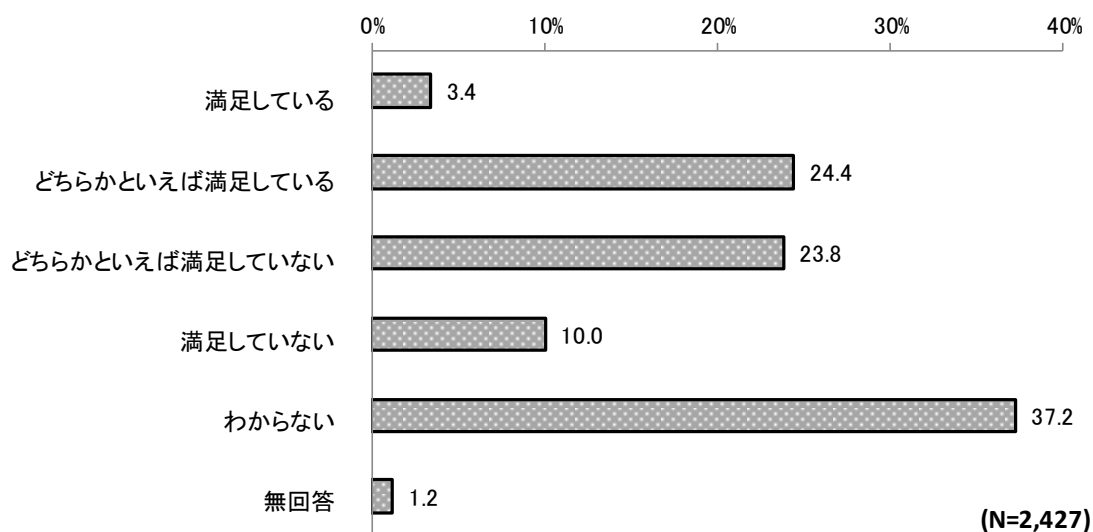


問12 問10で「2. 活動していない」と回答された方に伺います。その主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

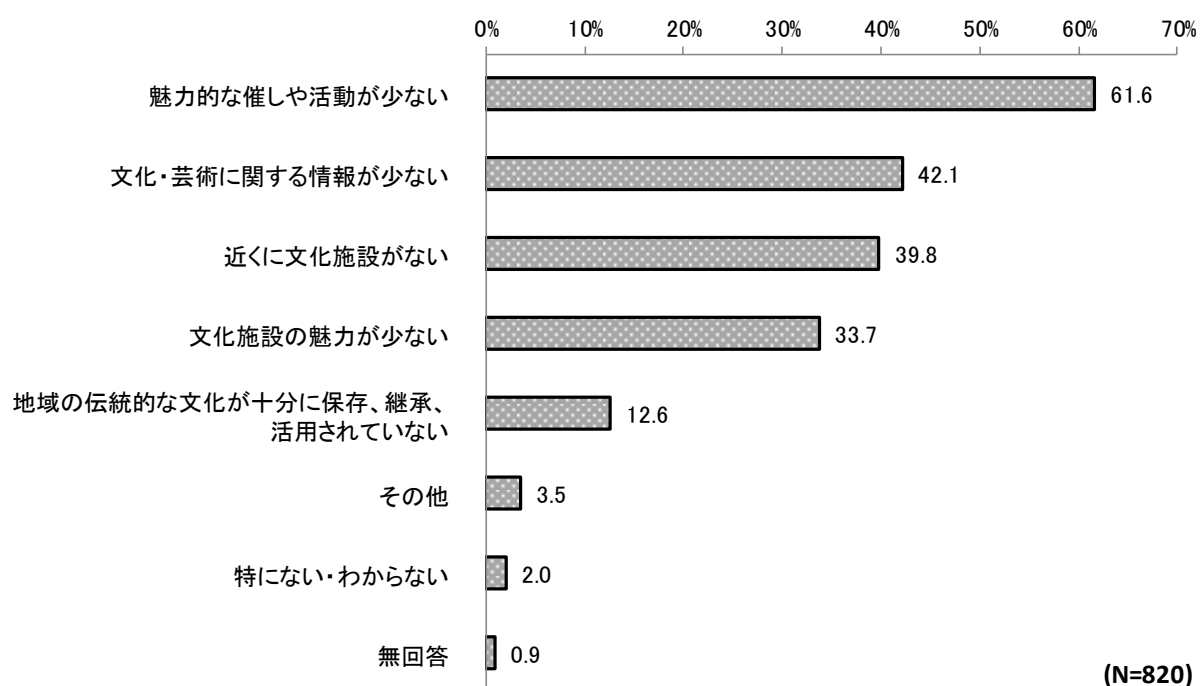


(3) 文化的環境について

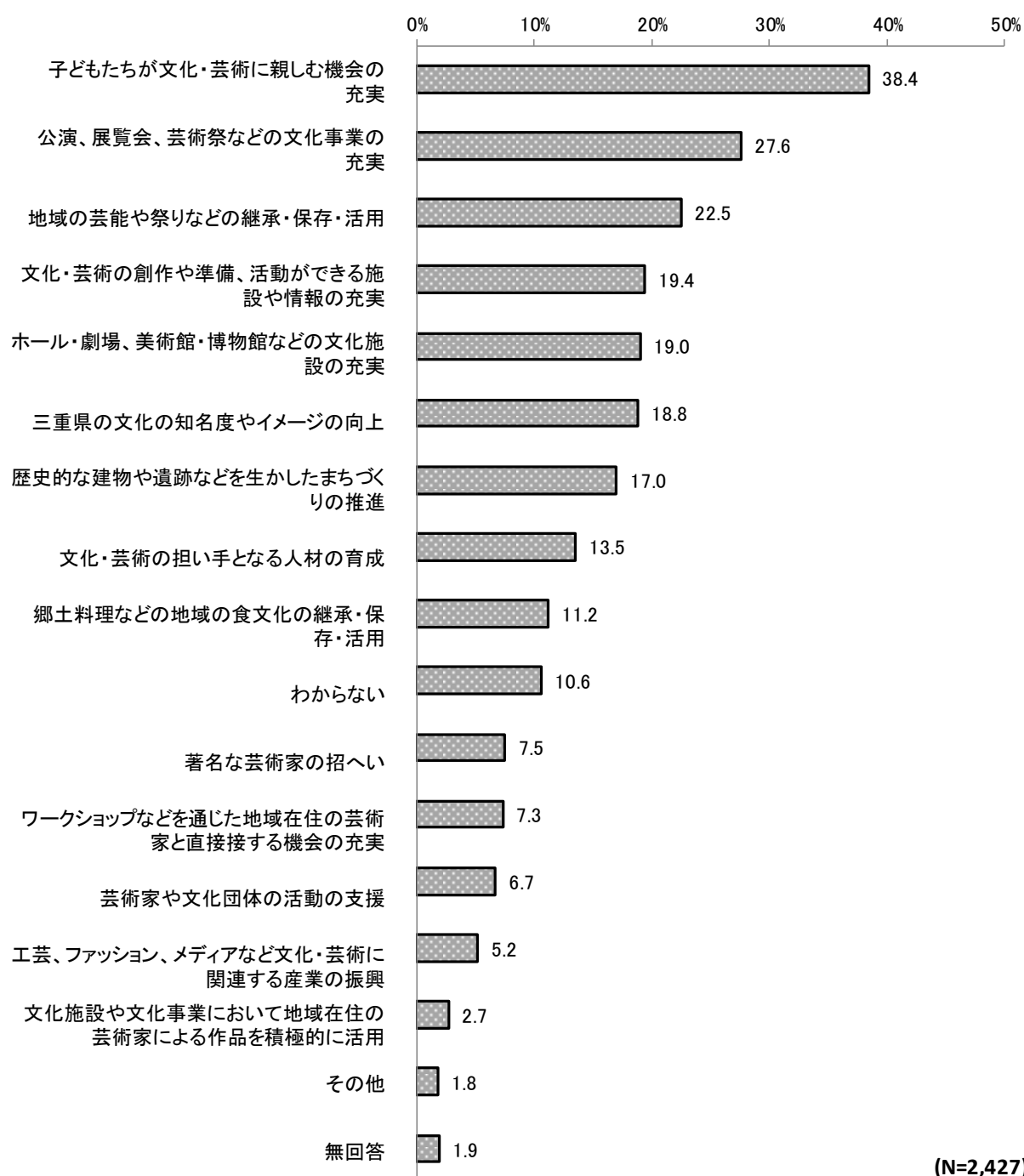
問13 あなたは、三重県の文化的な環境（例えば、文化・芸術を鑑賞する機会、文化・芸術に関する活動をする機会、文化施設の整備状況 など）に満足していますか。（○は1つ）



問14 問13で「3. どちらかといえば満足していない」又は「4. 満足していない」と回答された方に伺います。その主な理由は何ですか。（○は3つまで）

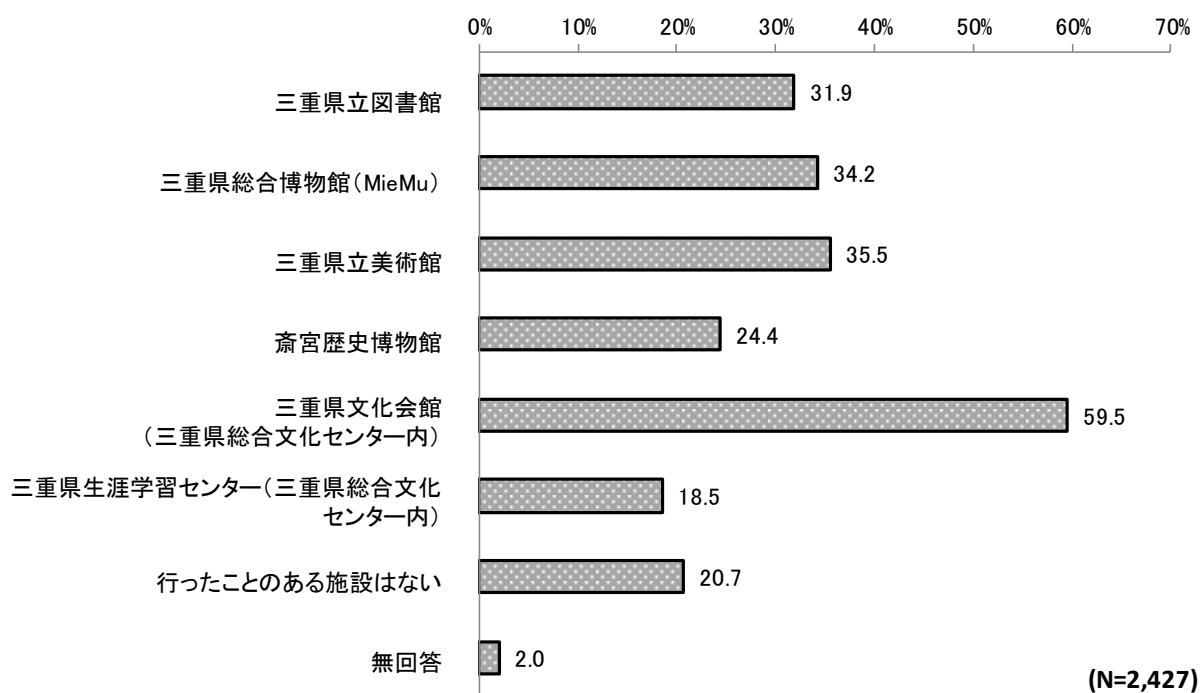


問15 あなたは、三重県の文化的な環境を今よりも充実させるために、何が重要だと思いますか。
(○は3つまで)

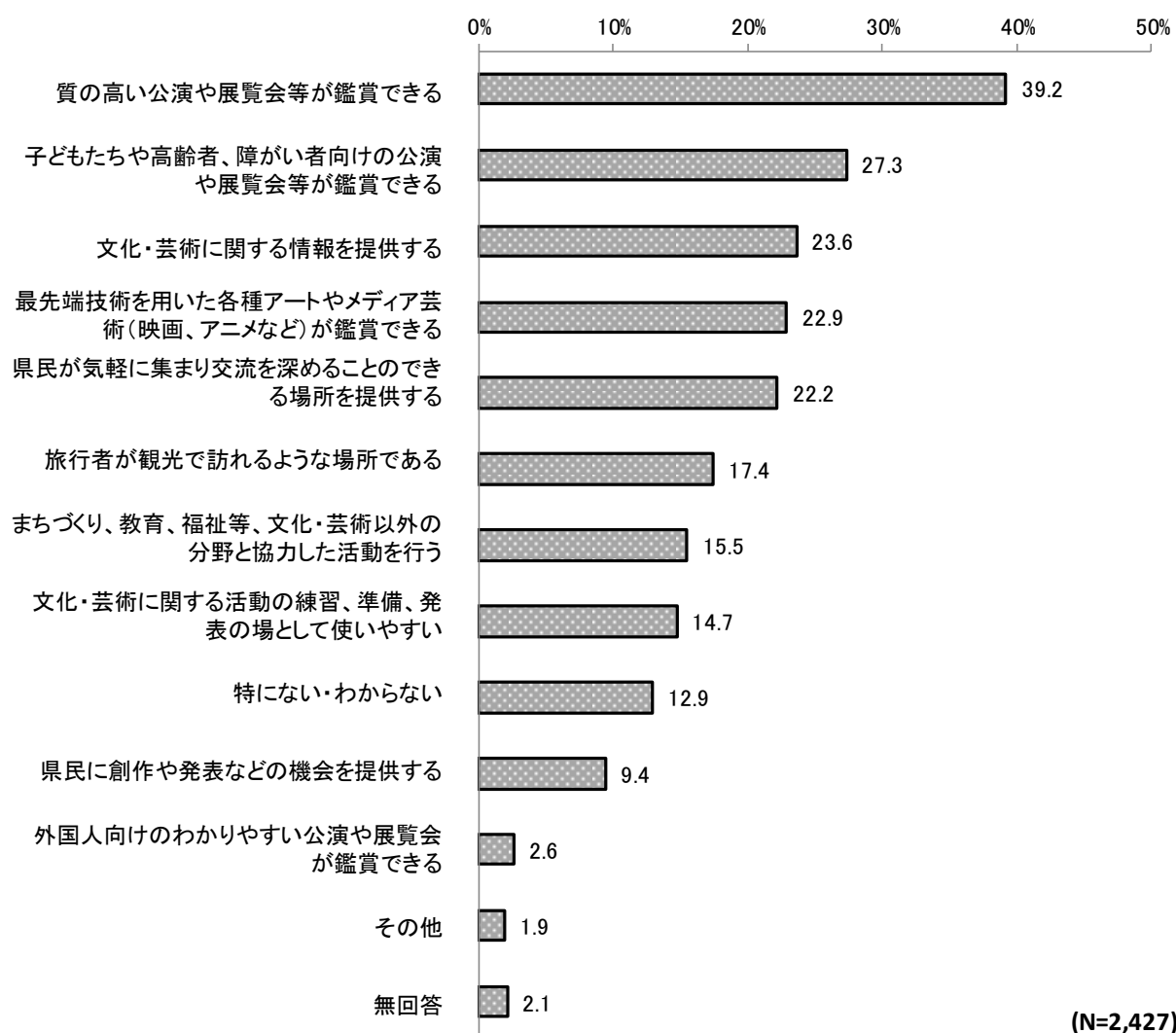


(4) 県立の文化施設について

問16 次の県立の文化施設のうち、あなたがこれまでに行ったことのある施設を選んでください。
(〇はいくつでも)



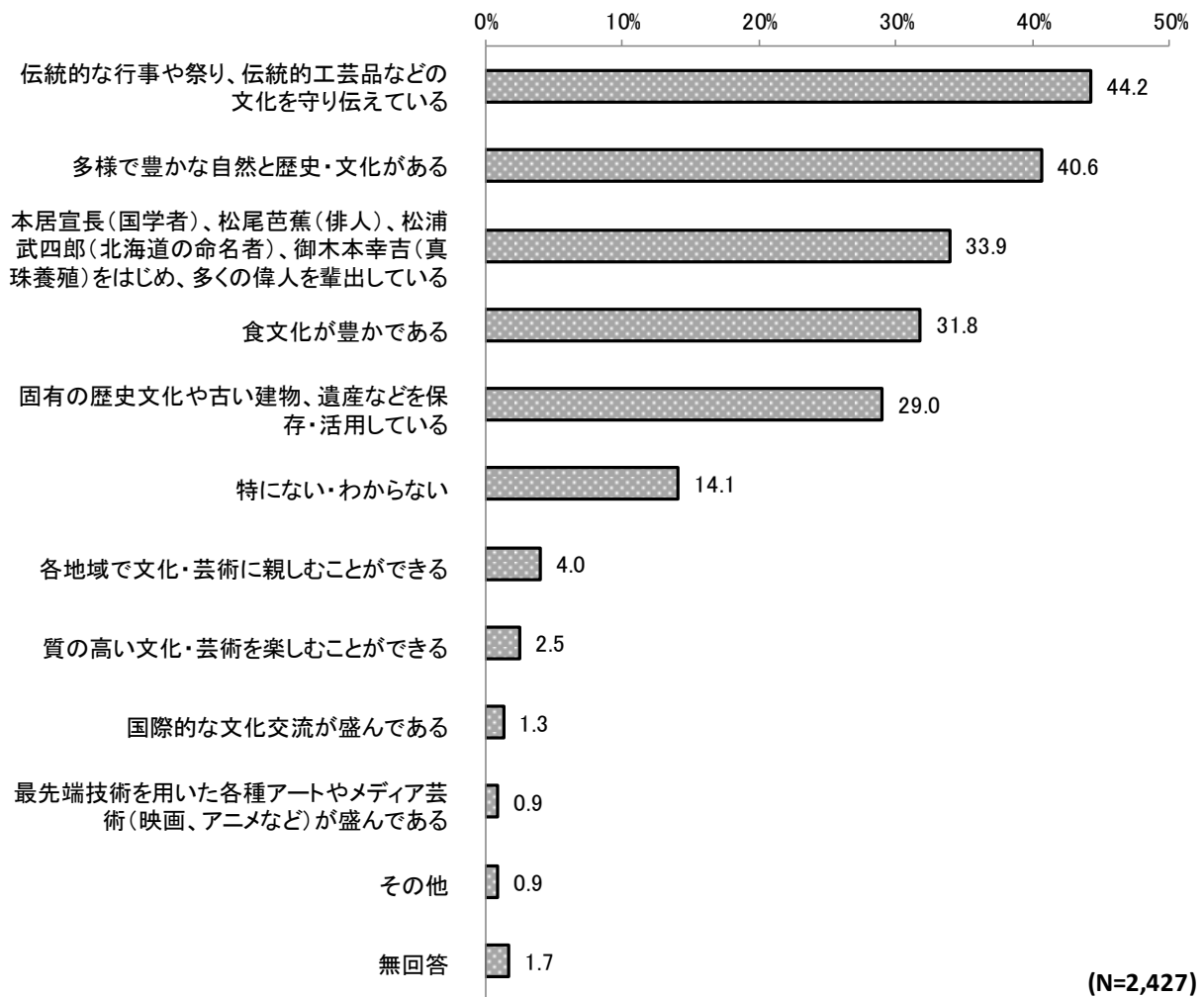
問17 あなたが今後、県立の文化施設に期待することは何ですか。(〇は3つまで)



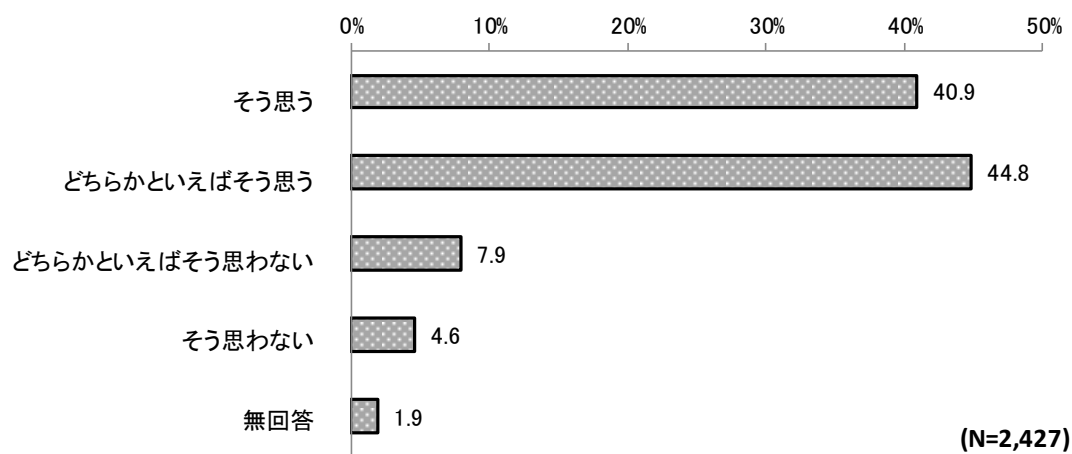
(N=2,427)

(5) 三重県の文化について

問18 あなたが三重県の文化の特徴だと思うものはどれですか。(〇は3つまで)

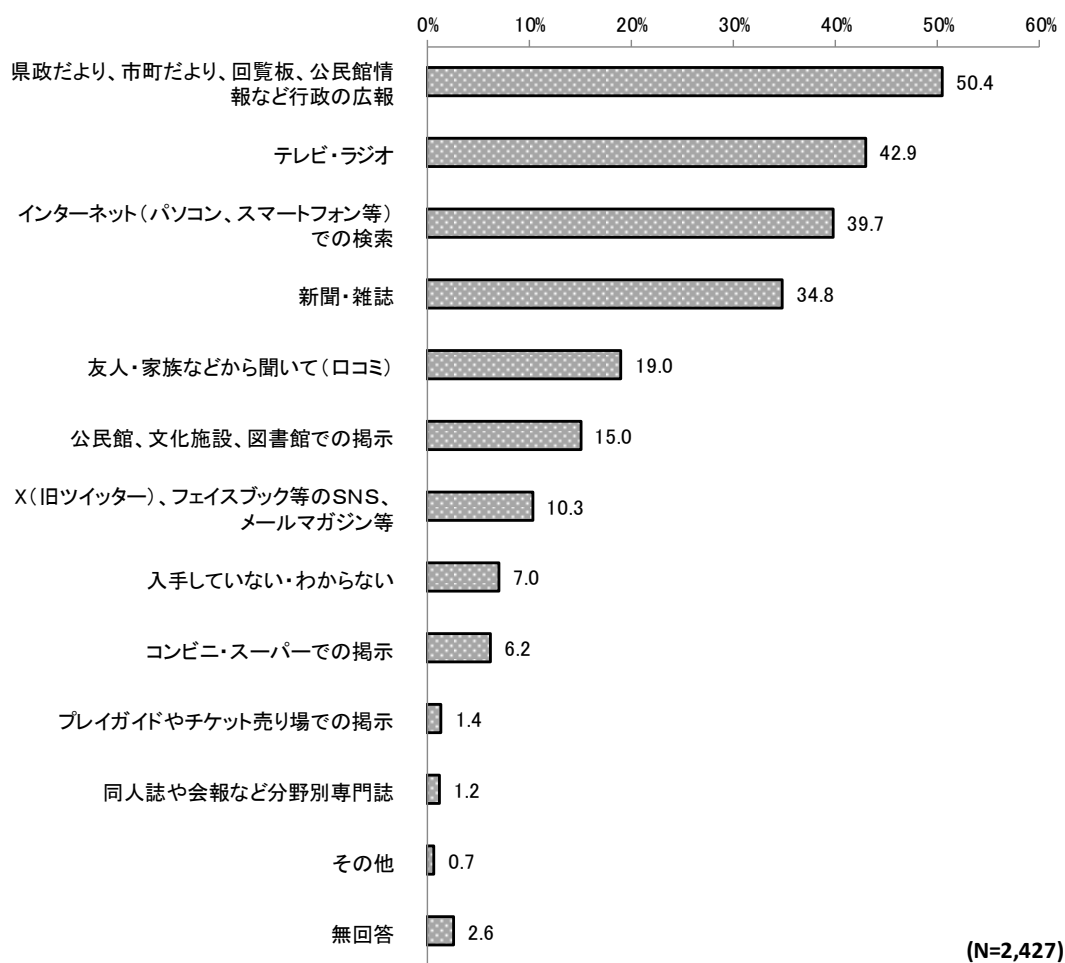


問19 あなたは、三重県にある全国的あるいは国際的に誇ることができる歴史的資産等について、愛着を感じることができると思いますか。(○は1つ)

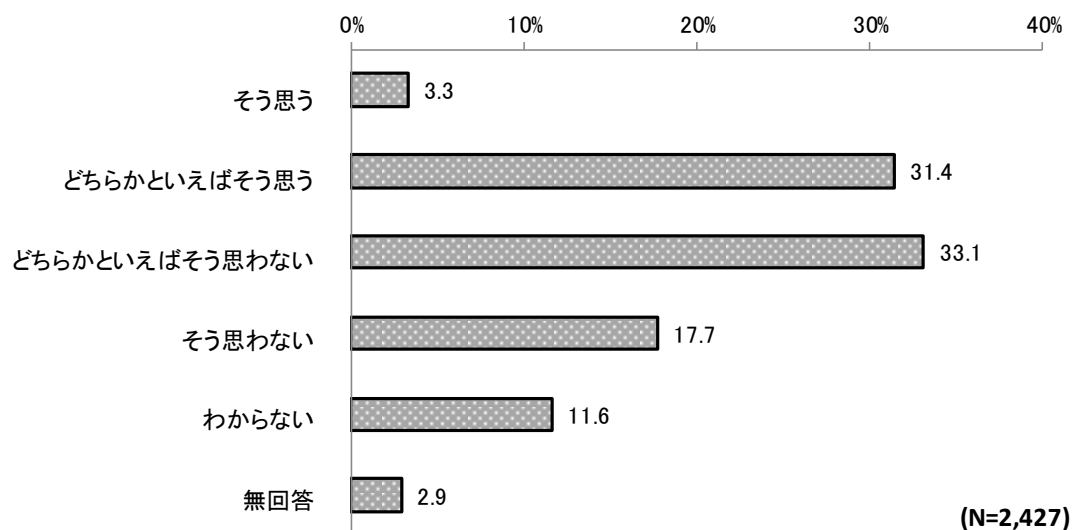


(6) 文化・芸術に関する情報の入手について

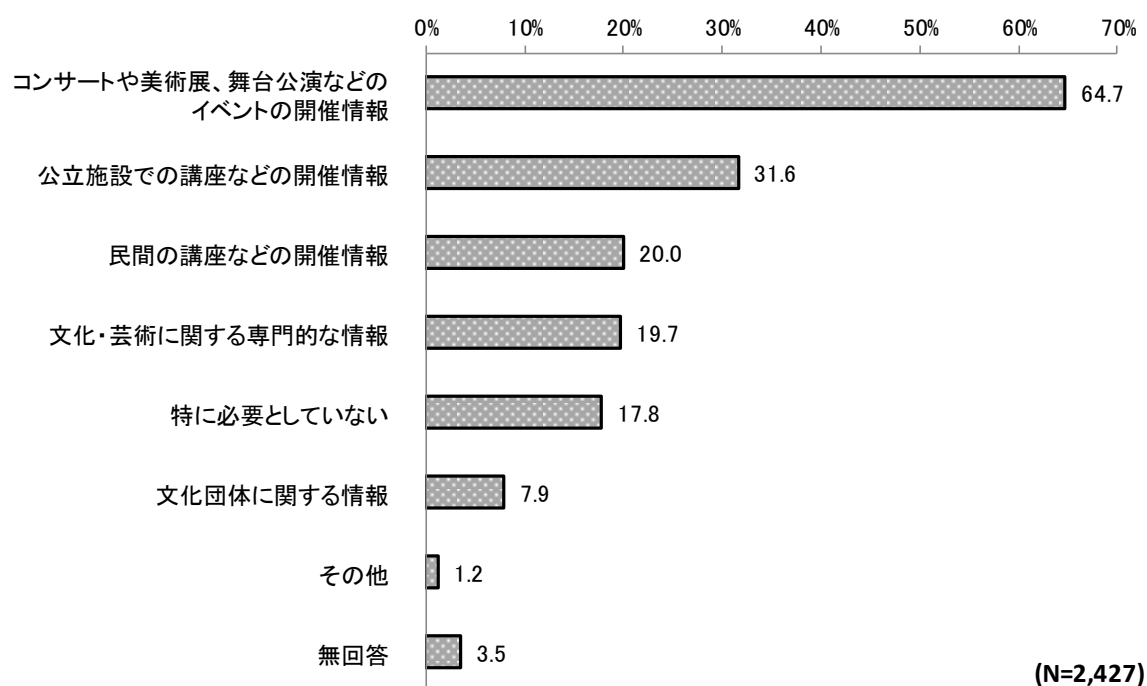
問20 あなたは、文化・芸術の鑑賞や活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。(〇は3つまで)



問21 あなたは、必要な文化・芸術の鑑賞や活動への参加に関する情報を十分に入手できていると思いますか。(〇は1つ)

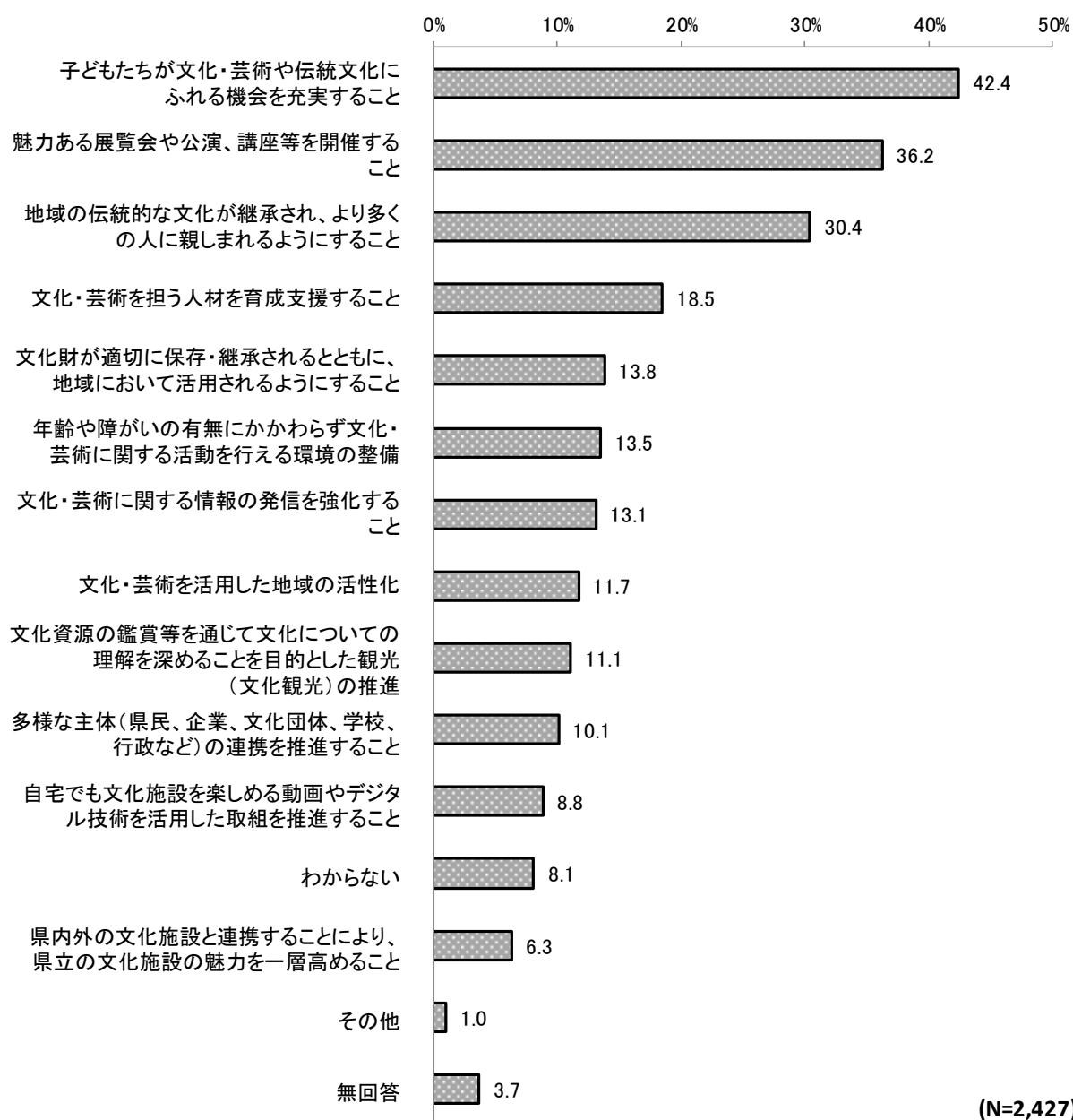


問22 あなたが必要としている文化・芸術に関する情報はどのようなものですか。(〇はいくつでも)

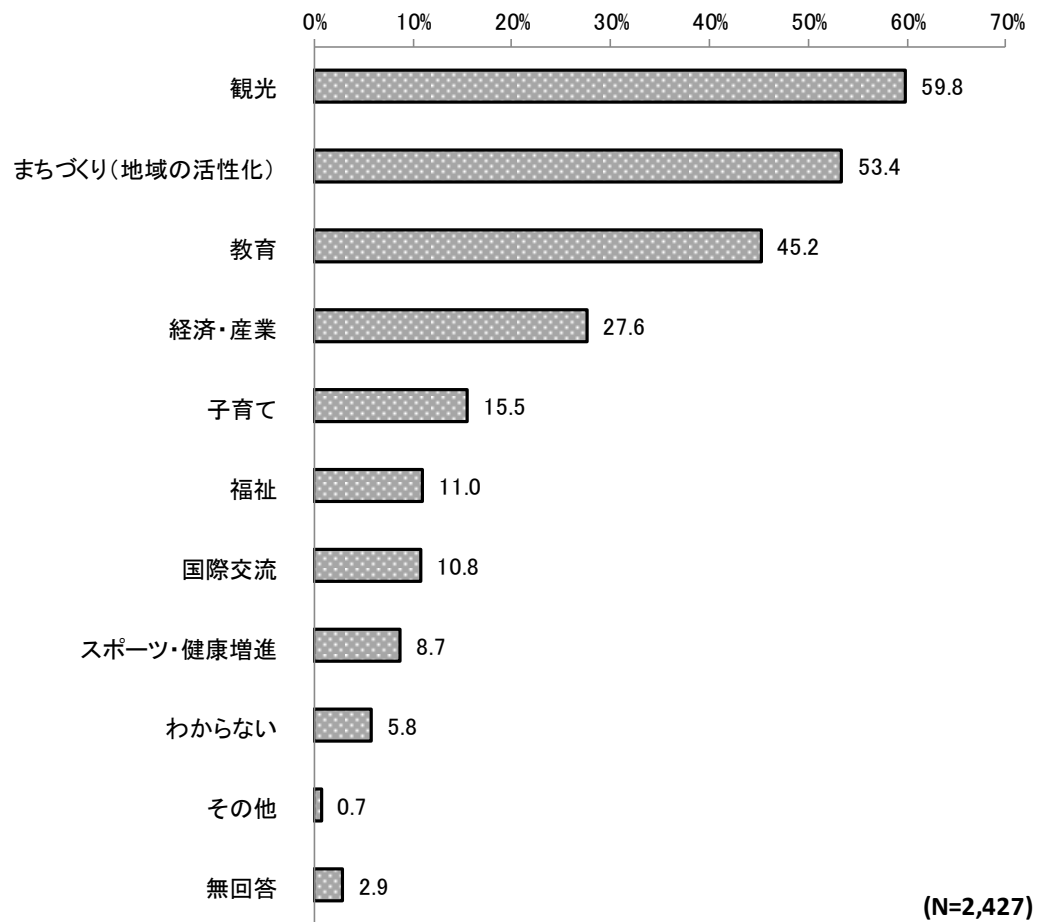


(7) 今後の県の文化行政のあり方について

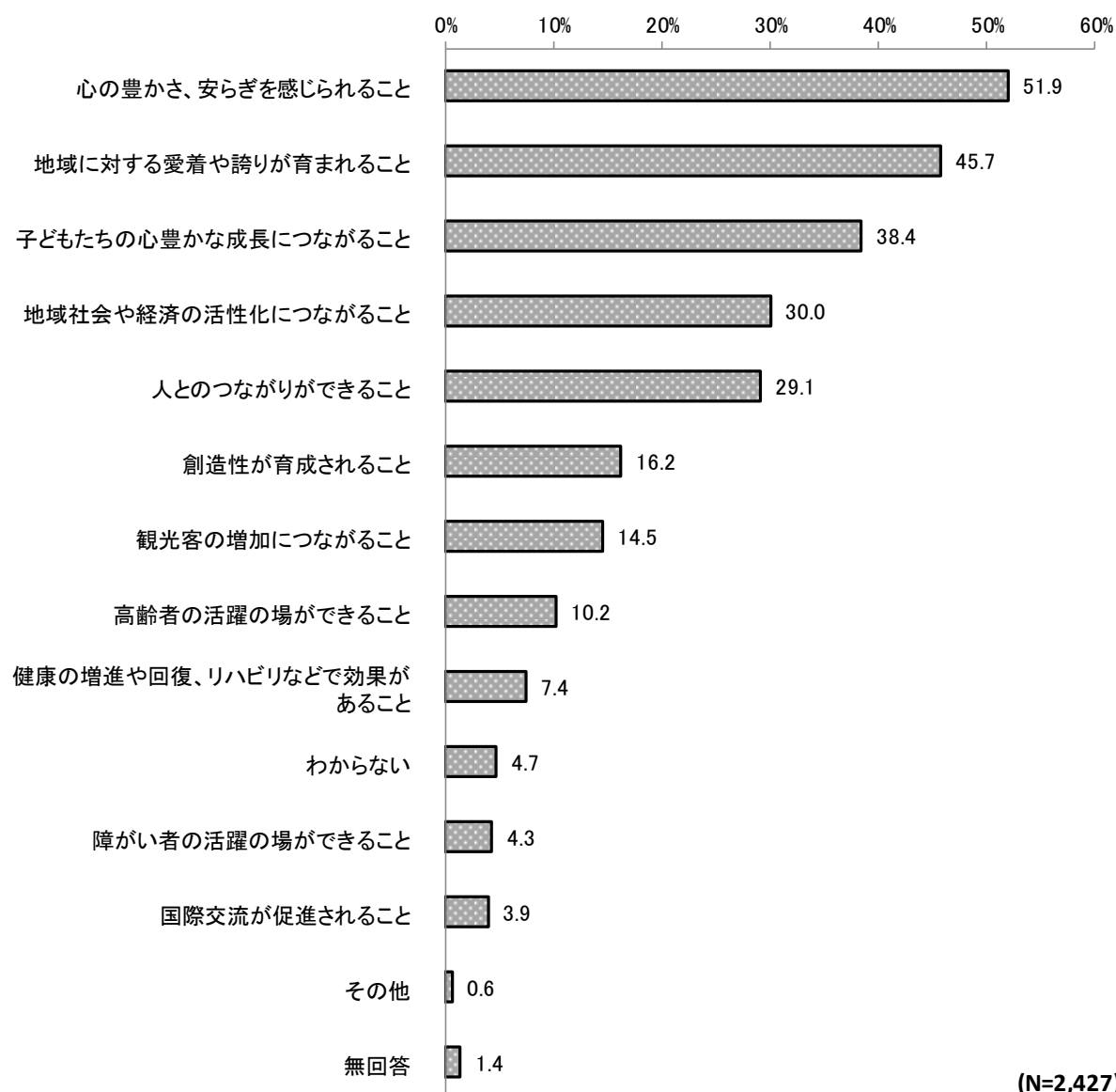
問23 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきだと思いますか。(〇は3つまで)



問24 あなたは、文化・芸術をどのような分野に生かしたら良いと思いますか。(〇は3つまで)



問25 文化の振興が図られることによりもたらされる効果として、あなたが期待するものは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(8) その他

問26 本県の文化の振興について、ご意見があれば、自由に記入してください。

※当該設問には376件の意見が寄せられたが、紙面の都合上、全ての意見を掲載することではできないため、以下に意見の一部を抜粋して記載する。

<文化政策全般について>

- どの地域に住んでいても、等しく情報が受け取れたり、体験できたり、活動できるようにしてもらえたらと思います。
- 高齢者や障害者、介護者など、ハンディのある方々にも、優しい取り組みも、今後とも、たくさんされていけるとさらに利用が高まると思う。
- 地域の文化、芸術を子ども達に体験させる場を増やして住んでいる地域に愛着、誇りを持ってもらいたいです。愛着、誇りは大人になった時に必ず心の支えになります。
- 都市で体感できる「文化」を三重県でも再現しようとしても、費用がかかり過ぎ、また対抗できないと思います。三重県ならではの独自性を活かした「文化」行政を期待致します。
- 文化財をもっと観光産業に生かせるの良いのになとずっと思っています。三重県には魅力的な文化財や食文化、祭りなどが多くある一方で、県外・海外での知名度はそう高くないように感じます。貴重な文化を残していくためにも、インターネットを用いた広報活動や、幅広い年齢層を呼び込める観光・体験施設作りを進めていくべきだと思います。
- 文化振興に限らず、何事においても、東紀州地域は他の地域に比べ遅れをとっている印象が強い。東紀州地域にももう少し注力していただけることを希望する。

<文化施設について>

- 人口の多い北部に文化的な施設が多く南部には少ない印象が否めない。
- 県の施設、各市町村の施設共、会館使用料（ホール）が高く、発表の場が少なくなってしまう。会館等は、量は適量であるが、使用料を安価に願います。

<情報発信について>

- 三重県には伝統的な文化も沢山残っているのでもっともっとアピールして欲しいです。
- もっとインターネットをつかった情報発信をしてほしい。

<文化活動・文化鑑賞について>

- 県有施設以外でも美術展などを開催してほしい。すでに有名な画家だけでなく、今から有名になっていくような人を取り上げたりなどはできないのか。
- 今の文化や歴史は大人向けのものが多すぎる。子供たちはむずかしすぎてあきるものばかり。保育園児でもわかるくらいもっとやわらかくふんわりした事から取り組めば、おのずと興味がある子供は深く知りたいと思うはずです。

- 子どもたちに体験できる場の提供をしてほしいです。学校で伝統工芸の体験、演劇やミュージカルの指導など様々なイベントをして欲しいです。大人になるまでの体験は、子どもたちの視野を広げ、将来を豊かにしてくれると思います。

<その他>

- 昨年県外から引っ越してきたので三重県の文化について深く知っている訳ではありませんが、三重県には沢山の文化や交流がありとても素晴らしいと思います。

三重県文化振興計画

令和6（2024）年3月 発行

三重県環境生活部文化振興課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL：059-224-2176

FAX：059-224-2408